

米国国務省

外交記録文書

2010 年度人権報告：トルコ

民主主義・人権・労働局

2010 年度 人権に関する国別報告書

2011 年 4 月 8 日

約 7,400 万人の人口を抱えるトルコは、複数政党による議会制度と限定された権限を持つ大統領制を有する立憲共和国である。2007 年には、レジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdogan）首相のもと、公正発展党（AKP）が議会の過半数を占めた。一般的に、文民当局が治安部隊の効果的な統制を維持している。

トルコ国内では、人権問題および人権侵害の事例が数多く報告されている。治安部隊は不法な殺人を犯している。こうした場合、逮捕と起訴の件数は事件の発生件数と比較して低く、犯人が有罪になるケースは稀である。該当年の間に、複数の人権団体が治安部隊による拷問、暴力、および虐待行為の発生を報告している。刑務所内の環境は改善されたものの依然として劣悪であり、過密状態と人員の教育不足が問題となっている。法律の執行官は、法律の求めに従って被拘束者に直ちに弁護人との接触を認めるとは限らない。公選された政府の複数の高官と官僚が、司法制度の独立性に影響を及ぼすと複数のオブザーバーが考える発言をしたとの報告がある。裁判官と検察官の癒着によって公正な裁判を受ける権利が依然として妨げられている。裁判の長期化も問題となっている。政府は憲法による制約規定と数々の法律を適用して表現の自由を制限している。該当年において、報道の自由度は低下した。インターネットの利用にも制約がある。複数の裁判所とある独立機関が遠隔通信プロバイダーに対し、様々な状況でウェブサイトへのアクセスを禁止するように命じた。名誉殺人やレイプを含む女性に対する暴力は今も深刻な問題となっている。未成年者の婚姻は法律により禁止されているが、依然として慣習が残っている。

該当年の間に、いくつかの改善も見られた。4 月 11 日に政党法が修正されてクルド語を含むトルコ語以外の言語による政治運動が認められるようになった。7 月 25 日、政府は反テロ法を修正して法律に基づく未成年者を起訴することを禁じ、不法なデモ活動や集会に参加した者に対する処罰を軽減し、法律に基づき有罪の判決を受けている者の釈放を認め、この結果数百人に及ぶ子どもが刑務所から釈放されたのだった。9 月 12 日、一連の憲法改正案が国民投票によって通過した。この憲法改正案には、憲法裁判所と最高裁判官・検察官会議の構成を変更し、民間法廷における最高軍事行議会の決定に対する上訴を認め、オンブズマンを設立し、女性、子ども、退役軍人、障害者、および老人の優遇を認める規定が含まれていた。

人権の尊重

第1節 以下からの自由を含む人としての尊厳の尊重

a. 独断的または不法な生命の剥奪

政府もその機関も政治的な動機による殺人を犯さなかった。しかし、該当年に治安部隊は複数の人物を殺害している。

国内の非政府組織（NGO）である人権基金（HRF）は、デモ活動が行われる間に治安部隊が複数の人物を殺害したと報告している。

5月11日、ムグラ大学でデモ活動が行われていた間に、警察官グルテキン・サヒン（Gultekin Sahin）がセルザン・クルト（Serzan Kurt）に向って発砲した。5月17日にこの警察官は逮捕された。クルトはその傷が原因で5月19日にイズミルの病院で死亡した。8月10日、ムグラの裁判所はこの訴訟の扱いをエスキセヒルの裁判所に移した。該当年末の時点でこの訴訟は係争中である。

5月28日、ディヤルバクル検察庁は、2009年に起きたアイディン・エルデム（Aydin Erdem）の殺害事件に関する捜査を、テロ組織であるクルディスタン労働者党（PKK）の犯行であるとの断言することで打ち切った。

2009年に起きたデモ参加者であるシナン・アイディン（Sinan Aydin）、マフスム・カラオグラ（Mahsum Karaoglan）、およびムスタファ・ダグの殺害事件に関して、2010年においても進展は見られていない。

検問所で停止させるための警告に従わなかった民間人が治安部隊によって射殺される事件が絶えず報告されている。HRFは、該当年に停止することを拒んだとの理由で29人が殺害されていると報告しているが、犠牲者の人数は前年よりも低下している。しかし、ジャンダルマ（Jandarma）は、該当年に検問所でそのような殺害事件は起きていないと報告している。

2月7日、HRFはシルナク県で停止させるための警告に従わなかったマイクロバスに向ってジャンダルマが発砲し、この事件でヘセル・ウスル（Hecer Uslu）が殺害されたと伝えている。該当年末の時点において、この事件の捜査は開始されていない。

人権団体は、政府が法律を通して殺傷力の高い武器を使用できる特定の状況を明確に指し示していないことが、そうした武器の過度な使用に結び付いていると指摘している。しかし、ジャンダルマは、様々な法律規定が武力の適切な使用と強化を認めており、治安部隊はそうした規則に則って個々の状況に対応していると報告している。

2008 年、シルナク県シズレでデモ活動が起きる間に、警察の装甲車にヤハヤ・メネクセ (Yahya Menekse) がひかれ、その後死亡した。7 月 29 日、この事件で車両を運転していた警察官の過失責任を問うための一回目の審理が始まった。該当年末の時点で、この訴訟は係争中である。

該当年末の時点で、2008 年のネヴルズ (クルド民族が祝う新年) の間にゼキ・エリンク (Zeki Erinc) が警察によって射殺された事件について刑事訴訟は起こされていない。

6 月 1 日、バキルコイの裁判所は 2008 年に脳内出血を原因とするエンギン・セベル (Engin Ceber) の死亡に関与した 60 人の容疑者のうち 21 人に有罪の判決を下した。報告によれば、被害者は拘束される間に治安部隊による殴打を受け、その後拘留場所で当局者による暴力を受けたという。当局者のうち 4 人には終身刑が下されている。

2007 年にウムラニエ刑務所の中でムスタファ・クルク (Mustafa Kurkcü) を殺害した容疑が掛けられた 7 人の警察官についての捜査を打ち切るとのイスタンブール検察庁の決定の上訴が該当年末の時点で続けられている。7 月 26 日、検察庁は警察官の無罪を求めた。捜査は、該当年末の時点で続けられている。

治安部隊 (軍、ジャンダルマ、およびトルコ国家警察 (TNP)) による報告に基づいたデータによれば、該当年に行われたテロ組織 PKK の取り締まりに関連して起きた武力衝突で民間人が 25 人殺害され、50 人が負傷したという。治安部隊の隊員 108 人が殺害され、244 人が負傷した一方、テロリストは 149 人が殺害され、5 人が負傷した。テロ組織と治安部隊の衝突の多くは国内南東部で起きている。民間人の死者と負傷者の数は 2009 年と比較して減少しているが、治安部隊の隊員の死者は増加している。

ジャンダルマによれば、該当年において地雷の犠牲になった民間人は 13 人に上り、負傷した民間人は 17 人に上ったという。しかし HRF は、該当年に地雷と無人の爆発物によって犠牲になった民間人は 5 人で、負傷した民間人は 31 人であったと主張している。

該当年において、トルコ政府は複数回にわたり軍用機を使ってテロ組織 PKK が活動するイラク北部の地域を攻撃した。報道によれば、6 月 18 日の砲兵射撃によりイラク側で民間人が 1 人死亡し、2 人が負傷したという。

b. 失踪事件

該当年において、政治的な動機による失踪事件の発生は報告されていない。

c. 拷問、およびその他の残虐かつ非人道的で人としての尊厳を傷つける行為または処罰

憲法と法律はこのような行為を禁止しているが、こうした行為を行っている政府当局者がいるとの

報告がある。

複数の人権団体を通じて、該当年において拘留施設および刑務所において拷問や虐待行為の事例が依然として報告されている。これらの団体は、拷問や虐待行為は拘留施設の外側にあるより私的な場所で行われることが多いため、記録として残すことが難しいと訴えている。アムネスティインターナショナル（AI）は該当年の報告書の中で、警察による人権侵害に関する捜査は効果的に行われておらず、当局者が起訴されることは稀であると指摘している。国連拷問禁止委員会（UNCAT）は 11 月付の報告書の中で、同委員会が「特に私的な拘留場所で拷問が行われているとの訴えが数多く現在も寄せられている事実」に深く憂慮している」と述べている。

HRF は、該当年に治安部隊による虐待行為と拷問が行われたとの訴えを複数の裁判所が調査した報告している。しかし、裁判所が行行為者に有罪の判決を下したり、処罰するケースは稀であった。当局は、裁判の期間中であっても虐待行為で起訴された当局者を平常通り勤務させるというのが一般的である。11 月、UNCAT は「拷問や虐待行為について効果的で迅速であり、かつ独自の捜査を行うことを当局が依然として怠っていることに憂慮している」と伝えている。

欧州委員会（EC）は 11 月の進捗報告の中で、逮捕に抵抗したとの理由で、拷問や虐待行為の存在を訴えた人物を治安部隊が訴追するケースが頻繁に起きており、そうした裁判は裁判所の中で優先的に執り行われていると報告している。国内の複数の人権団体は、こうした事実が拷問の存在の訴えを抑止しているとの見解を一致して持ち、主張している。

首相の人権管理機構（HRP）には、該当年において拷問を含む人権侵害行為に関する訴えが 3,475 件寄せられている。HRP は、訴えの件数が増加した要因としてトルコ国内の県や町に配置された HRP の事務所の意識が向上したことを挙げている。

トルコ国内の NGO である人権協会（HRA）によれば、該当年の 1 月から 11 月までの間に寄せられた拷問の報告件数は 202 件で、前年の記録と比較して実質的に減少している。HRF には拷問に関する訴えが新たに 319 件寄せられた。多くの人権オブザーバーは、拷問や虐待を受けた被拘留者の多くが報復を恐れ、また、そうした事実を訴えても無駄であると考えているため、これを訴えることを控えていると主張している。該当年末の時点で、拷問が行われたとされる事例に関するデータは TNP から提供されていない。

2008 年、欧州評議会の人権防止委員会（CPT）とトルコ国内の人権オブザーバーは、治安の維持に関わる当局者が主として、身体的な痕跡が残らないように平手打ち、寒さへの暴露、衣服の剥ぎ取りと目隠し、食事や睡眠の機会の剥奪、被拘留者自身や家族への強迫、水の浴びせかけ、放置、模擬処刑などの拷問や虐待を行っていると報告している。被害者に接した人権活動家、弁護士、および医師は、拷問や虐待行為に対する処罰が厳しくなったため、そうした行為は発覚しないように警察施設以外の場所で行われるようになってきていると指摘している。

人権活動家たちは、通常の犯罪行為で逮捕された者は虐待行為があったと主張する可能性は低いものの、例えば政府を非難するなどの政治的な行為を理由に逮捕された者と同様に拘留中に拷問や虐待を受ける可能性があるとして主張している。数多くの人権団体と報道機関の報告によれば、当局は自白を強要するために数名の容疑者を拷問にかけた一方、服装倒錯者は「道徳的な」理由で警察の虐待を受けるのが通例であるという。

3月5日、警察官であるガジ・オズアク（Gazi Ozuak）は、2008年に窃盗の容疑がかけられたゼキ・シムセク（Zeki Simsek）を拷問した罪について無罪が確定した。当局は、事件の様子が収められたビデオテープの内容がこの警察官に責任はないことを示していると判断したのだった。

5月8日と12月24日、バキルコイの裁判所は2007年フェルハト・ゲルセク（Ferhat Gercek）が左翼系新聞 *Yuruyus* 紙を販売していたときに発砲して身体を麻痺させる状態に陥らせた7人の警察官に対する裁判を続けた。最長で懲役15年4ヶ月が言い渡される可能性があるため、逮捕に抵抗したゲルセクに対する裁判も、該当年末の時点で続けられている。

該当年に刑務所の看守が受刑者を殴打した事件について、複数の人権団体が文書にまとめている。1月5日、テロ行為の罪でアダナ刑務所に服役している32人の未成年者の親たちが、子どもたちが看守により殴打され、傷口に塩を塗られたと報道機関に対して発言した。

6月21日、HRFによれば、テキルダグ刑務所で「人間の尊厳が拷問に打ち勝つ」という歌を歌ったとの理由で受刑者3人を複数の刑務所職員が殴打した。8月24日、そのうちの受刑者1人がこれらの刑務所職員を刑事告発した。該当年末の時点で、捜査は依然として開始されていない。告発が行われた後、これら3人の受刑者たちは1ヶ月以上にわたり独房に入れられたという。

該当年末の時点で、2008年に起きたデルヤ・バキル（Derya Bakir）の事件について訴訟手続きは取られていない。この事件では、彼女が刑務所に収監されている弟に会いに来たところ、20人の看守から酷い仕打ちを受けて両足を骨折したとされる。

該当年末の時点で、2008年にムザフェル・アケンギン（Muzaffer Akengin）、デニズ・グゼル（Deniz Guzel）、およびナイフ・バル（Naif Bal）が殴打された事件について、この事件に関与したボル裁判所の職員に対する訴訟手続きは未だに取られていない。

刑務所と拘留施設的环境

該当年において総合的に完全が見られているものの、刑務所施設的环境は不適切な状態が続いている。資金不足と過密状態が主な問題となっている。

HRFは、10月10日までに刑務所の受刑者が32人死亡し、被拘留者が5人死亡していると報告している。TNPによれば、該当年において2人の受刑者が自殺をしたという。トルコ共和国参謀本

部（TGS）は、該当年において軍事刑務所の中で死亡した被拘留者や受刑者はいないと報告している。

司法省は 10 月 27 日現在で、国内には 371 の刑務所が存在し、収容可能な人数は 11 万 4,220 人である一方、実際には 12 万 1,102 人が収容されていると報告している。そのうち 5 万 6,988 人は裁判が進行中の逮捕者である。TGS は、国内に 25 の軍事刑務所が存在し、収容可能な人数は 5,300 人であり、実際に収容されている人数は 767 人であると報告している。そのうち 556 人は裁判が進行中の逮捕者である。

トルコ医師会によれば、刑務所には医師が適切に配置されておらず、規模の大きい刑務所のいくつかに精神科医が常駐しているのみであるという。複数の受刑者が、深刻な病状であるにもかかわらず適切な医療的処置を受けさせてもらえなかったと主張している。HRF は、該当年において 355 人の逮捕者または受刑者が適切な医療サービスを受けさせてもらえなかったと報告している。

治安部隊により拘束された後、亡命を希望した外国人は TNP の外国人部門が運営する「外国人のためのゲストハウス」に収容されている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、収容された亡命希望者は十分な食事と医療サービスを与えられないほか、過密状態の中に押し込められているという。

被拘留者と受刑者が同じ場所に収容される場合もある。暴力ではなく言論に関連した犯罪を理由に有罪となった受刑者は、警備が厳重な刑務所に収監される場合がある。

未成年者は一般的に、成人とは別の監房に収容される。7 月 25 日、政府は反テロ法を修正し、法律のもと未成年である者に対する起訴を禁止し、不法なデモ活動や集会に対する処罰を軽減し、法律に基づきこれまでに起訴され、有罪の判決を受けた未成年者の釈放を認めた。これらの修正が行われたことで、該当年に 200 人以上の未成年者、および有罪の判決を受けた当時未成年者であった者たちが釈放された。該当年末の時点で、司法省は国内の刑務所に収監されている未成年者の人数を公表していない。

受刑者と被拘留者は面会人と会うことが合理的に認められており、宗教行為を行うことも許されている。当局は、受刑者と被拘留者が月に 1 回、裁判官と接見することを認めている。当局は、非人道的な環境条件に関して信憑性の高い訴えがあった場合に調査を遂行することがあるが、そうした調査の結果を一般に公表するような方法で文書化することはしないことが多い。

2 月下旬から 3 月にかけて、国会の人権調査委員会（HRIC）が軍事裁判所を訪問して観察することが初めて許可された。HRIC は該当年において報告書を 2 回発行し、この中でそれらの刑務所の状態を良好であると評価している。政府は、いくつかの国際的組織の代表者による刑務所の訪問も認めている。国内の人権団体と人権活動家は、該当年において刑務所を訪れることが許されず、政府当局者と個人により構成される刑務所監視会議は有効に機能していないと報告している。

1月26日から27日にかけて、CPTはイムライ刑務所に収監されているPKK指導者のアブドゥラ・オジャラン（Abdullah Ocalan）のもとを訪れた。1月9日付の報告書には、オジャランが収監されている環境は2007年と比較して改善していると述べられている。また、この報告書には、オジャランの弁護人と家族は刑務所をより訪れやすくなっていると指摘されている。

d. 独断的な逮捕または拘留

法律は独断的な逮捕と拘留を禁じている。しかし、政府はこうした禁止事項を順守しない場合がある。

警察と保安機構の役割

内務省の管轄下にあるTNPは、大都市部の治安を維持する役割を持っている。内務省と軍が共同で統括する準軍事的な組織であるジャンダルマは、農村部の治安を維持する役割を持っている。ジャンダルマはまた、密輸が横行しているいくつかの特定の国境地帯を警備する責任も担っている。しかし、国境の警備については軍が総合的に責任を担っている。11月、ECは政府が2月に、文民当局の同意なく軍が統治を行うことを認める「保安、治安、および支援部隊」に関する秘密の議定書（一般的にEMASYAと呼ばれる）を無効にしたと指摘した。

国内の南東部を中心として存在する村の警護隊として知られる民間防衛部隊は、他の治安部隊と比較して専門的な知識に乏しく、十分な訓練も受けていない。これまでに村の警護隊は、麻薬の密売、汚職、窃盗、レイプ、その他の権限の乱用を繰り返し行い、非難的になっている。該当年において、政府は村の警護隊の隊員の数を2009年の4万7,854人から4万5,877人に削減している。

4月26日、コルムの裁判所は、村の警護隊の隊員として雇われ、2009年5月にマルディンで開かれていた結婚式で国が支給した武器を使用して44人を殺害した6人に有罪の判決を下した。これらの被告は44回連続の終身刑を言い渡されている。さらに3人の他の被告にはより軽い判決が下されている。これらの有罪判決に対する申し立ての審理は、該当年末においても続いている。

TNPとジャンダルマは、人権や対テロ活動を含む様々な分野について専門的な教育訓練を受けている。該当年において、数千人に上る治安部隊の隊員が教育訓練の一環として人権教育を受けている。政府によれば、軍は将校や下士官を対象に人権教育を強化しているという。ジャンダルマの将校、下士官、および士官候補生には合計で32時間にわたる人権教育が行われている。

該当年において、ジャンダルマは武力を過度に使用したとの理由で3人の隊員が捜査の対象になったと報告している。該当年末の時点で捜査は続行されている。該当年では、合計で68人に上るジャンダルマの隊員が様々な理由で除籍処分になっている。

11月の時点で、TNPは武力の過度な使用と虐待行為を理由にTNPの隊員に対して71件の司法捜査または行政捜査が開始されていると報告している。ある捜査の結果、懲戒処分が下され、また他の5つの捜査の結果、短期的な昇進停止の処分が下された。「処罰する必要なし」として、32の事案において捜査が打ち切りとなった。該当年末の時点で、33の事案について捜査が続行されている。

逮捕と拘留

犯罪に関与した理由で容疑者が捕らえられていない場合、容疑者を逮捕するには検察庁が発行する逮捕状が必要である。容疑者は24時間にわたり拘留することができ、検察庁の裁量により拘留期間を48時間まで延長することができる。この場合、裁判官のもとに召喚されるまでの移送時間は除かれる。容疑者には、24時間以内に容疑者に向けられた罪状が知らされなければならない。法律に基づき、容疑者は独断的に、あるいは秘密裏に拘束することはできない。保釈制度も機能している。召喚の後、裁判官は保釈金など、適切な保証が得られれば被告人を釈放することができる一方、裁判官は被告人が司法管轄区域を離れたり、証拠を隠滅する恐れがあると判断する場合は拘留を命令することができる。法律は、被拘留者が弁護人に直ちに接見できること、および弁護人についても接見して協議することができることを定めている。被拘留者が貧困者であり、刑事被告人となり弁護人を必要とする場合、政府が国選弁護人を付けることが法律によって求められている。5年を超える懲役刑が言い渡される可能性がある場合、または被告人が未成年者または障害者である場合、弁護の要請がなくても弁護人が指名される。通常、被拘留者は直ちに家族と面会することが許される。しかし、複数の人権団体によれば、政府が被拘留者の拘留場所を人権団体や家族に公表することを拒絶したため、家族のために被拘留者の拘留場所を特定する際に苦慮することがあったという。

弁護人と人権問題の監視者は、特に弁護人との接見に関して、これらの法律が一様に履行されていないと報告している。数多くの各地域の弁護士会によれば、弁護人が被拘留者に接見する機会には全国的に大きな差が見られるという。特に国内南東部の農村部では、被告人が弁護人と直ちに接見できないケースが数多く報告されている。

人権オブザーバーは、被告人自身が弁護人を付けることができなくても、多くの場合は国選弁護人が付けられていると指摘している。しかし、テロに関連した事案では、容疑者が治安部隊によって拘留されて取り調べを受けるまで弁護人が付けられない場合が多いという。HRAは、被拘留者が弁護人を求めると、警察は「拘留中に弁護人と接見すると裁判所は被告人を有罪と見なす」などと言って脅すケースがしばしば見られると主張している。県の弁護士会は、政府が弁護費用の支払いを延滞しているため弁護人を付けることが難しくなっている。

法律では、警察とジャンダルマは国民に対し理由なく身元の確認を求めることができる。

該当年において、警察は日常的に一度に数時間にわたりデモ参加者を拘束した。警察は、様々な場

所でクルド系の平和民主党(BDP)の構成員を1,000人以上拘束した。警察は人権団体のメンバー、報道機関の職員、および人権問題監視者の拘束や彼らに対する嫌がらせを続けている。警察は、「不法組織のメンバー」であるとの容疑をかけられた者、および「テロリストの政治宣伝に加担した」との容疑をかけられた者の拘束および拘留を続けている。

10月10日、複数の現職の市長、政党関係者、人権活動家を含む151人の容疑者に対する裁判の一回目の審理がディヤルバキルで始まった。7,578ページにわたる起訴状の中で、容疑者たちは国家の分裂を図った罪、テロ組織PKKの政治的な分派であるクルド人共同体連合(KCK)の構成員および(または)統括者であることの罪、およびテロ組織を擁護および保護した罪などで告発された。ヒューマンライツウォッチは、この裁判がきっかけで個人が政治活動に参加する権利が脅かされるのではないかと懸念が生じていると述べている。この裁判は、該当年末の時点で続行されている。

判決が下されるまで、被告が長期間にわたり拘留されることが広く問題になっている。法律は、容疑者の拘留期間、および裁判が終了するまでの期間について制限を定めていない。月に一回、裁判官のもとに召喚する以外は長期間にわたり、あるいは不定期間にわたり容疑者を拘留することを命じた裁判官もいる。司法大臣は、逮捕から裁判の終了までの平均期間が580日であると報告している。11月、ECはすべての被拘留者のうちの半数が裁判を待っているか、判決を待っている状態にあると伝えた。拘留されている未成年者のうち、88%は裁判を待っている状態にある。

該当年において、イスタンブールの検察は、「エルゲネコン」として知られるネットワークの構成員として社会的混乱および公選された政府の転覆を画策した罪で、軍、財界、および報道機関に属する著名な人々の逮捕と起訴を続けている。該当年末の時点で250人以上が起訴されている。複数の野党政治家、報道機関の関係者、人権団体、及び政府の批判者は、起訴の多くが政治的な動機によるものであると考えている。一方、複数の人権団体と政府の擁護者たちは、これらの人々が逮捕されることで国内のジャーナリストや人権活動家に対する圧力が軽減されたと主張している。該当年において釈放されて裁判を待つ被告人がいる一方で、この国で広く行われているように多くの被告人が長期間にわたり拘留を受けている。

12月16日、「スレッジハンマー(大打撃)」と呼ばれるクーデター計画に関与した195人の容疑者に対する裁判の第一回の審理が開始した。現役の将軍と民間人を含む容疑者が政府に対する妨害活動と政府転覆の画策の罪で起訴された。この裁判は、該当年末の時点で続いている。多くのオブザーバーがこの裁判をエルゲネコンに関連した裁判のように政治的な動機によるものであると見なしている一方、政府の転覆を画策した者を法律に基づいて裁くための裁判であるとするオブザーバーもいる。

e. 公正な公開裁判を受ける権利の剥奪

法律は司法の独立性について規定しているが、司法が外部の圧力を受ける場合がある。法律は、政府が司法権の行使に関して命令または勧告を出すことを禁じている。11月に発行されたトルコの

進捗報告の中で、EC は特に軍の上級メンバーが司法的な事項について発言を続けていると指摘している。

裁判官・検察官高等評議会（HSYK）は国内の裁判所に配属する裁判官と検察官を選任し、裁判所を監視する責任を担っている。憲法は裁判官の在任期間を定めているが、HSYK は裁判官と検察官の職業経路を任命、転任、昇進、除名、および懲戒を通して管理している。9月12日に憲法が修正されたことで、HSYK の正規構成員の数が7人から22人に増えた。この修正ではまた、10人の構成員が全国の約1万2,000人の裁判官と検察官によって直接的に選ばれ、さらに10人の構成員が議長、上訴裁判所、国家評議会、および司法学会によって任命されるように求めている。残りの2人の構成員は司法大臣と事務次官である。この改革の支持者たちは、これを司法の独立性の確立に向けた大きな一歩であるとして歓迎した。しかし反対者は、政府が裁判官と検察官に圧力をかけて政府が意図する候補者が選任されるように差し向け、また議長も政府寄りの候補者を選任する可能性が高いと論じている。司法大臣が HSYK の議長を務めるが、去年は少なくとも一回、現在進行中の訴訟に HSYK が干渉することを試みるとの理由で司法大臣が会合の召集を阻んだ。

検察官と裁判官が癒着することで、刑事裁判が適正かつ公正に行われなくなっている。検察官と裁判官は HSYK により配属される前に共に学んでいる。任命を受けると、彼らは同じ場所に勤務することになり、しばしば同室に勤務する。さらに彼らは5年以上もの間、同じ法定で仕事をするようになる。

複数の地方の弁護士会によれば、政府は公的弁護活動のために十分な人材を供給していないという。これらの弁護士会はさらに、検察官と比較してこれらの弁護人が十分に厳格な教育訓練を受けてはおらず、裁定レベルの専門性を発揮する能力を審査するための試験も行われていないと指摘している。

9月12日に採択された憲法の修正事項では、個人が憲法裁判所に是正措置を直接申請することを認めている。それ以前は、下級裁判所、議長、および国会議員が特定の条件下にて裁判所にそれを認めることができるのみであった。

1月21日、憲法裁判所は軍人を民事裁判所で裁くことを認める法律の条項について違憲であると判断を下した。しかし、9月12日の憲法の修正事項には国家、憲法秩序、または憲法秩序の機能に対して犯罪が行われた場合に当該犯罪に関わった軍人を民事裁判所で裁判を行うことに関する規定が含まれている。これらの修正事項は最高軍事評議会の決定について文民が司法審査を行うことについて定めている。これらの修正事項はまた、元将軍を含む1980年のクーデターに関わった人物の裁判を妨げる憲法の条項を無効にした。

該当年における AI の報告書によれば、特に反テロ法の違反に関する裁判について、刑事被告人は長期間にわたる不公正な裁判にかけられているという。この報告書はまた、反テロ法に基づく有罪判決はしばしば根拠に乏しく、信頼性のない証拠に基づいていると断言している。

訴訟手続き

被告人は無罪推定原則が適用される。法廷で行われるすべての裁判は公開で行われるが、被告人が未成年である場合は除く。起訴状、事案の要旨、判決、およびその他の申立書を含む法廷文書は、訴訟の当事者以外の者が目には見ることができない。これにより、公式な情報経路によらない限り、訴訟の経過や結果に関する情報は困難となる。陪審員制度は存在しない。1名の裁判官、または数名の裁判官がすべての訴訟について判決を下す。被告人は出廷し、弁護人と適時に協議することができる。被告人またはその弁護人は検察側の証人に質問し、許される範囲内で弁護人側の証人を出廷させ、証拠を提出することができる。被告人と弁護人は、訴訟内容に関わる政府が保持する証拠を目にすることができる。被告人は上訴する権利を有する。ただし、上訴した後の裁判の判決が下されるまでに数年の歳月がかかる。

国際的な複数の人権団体と EU は、法廷の構造と刑事訴訟の規則は検察側を不当に有利にするものであると述べている。裁判が行われる間、検察側は証人を自由に出廷させることができるが、弁護側は裁判官に証人の出廷を要請しなければならない。裁判官は、弁護人からの質問をするか否か、その質問の表現方法を定める一方、検察官からのすべての質問は提示された表現を使って忠実に実行している。検察官は裁判官と同じドアから法廷に入り、弁護人は別のドアから法廷に入る。検察官には裁判官と同じく一段高い位置にあるデスクが用意されているが、弁護人はフロアに置かれたデスクに座る。

弁護人は、裁判が開始するまでに数年待たされることもある。この結果、裁判は複数年かかることがしばしばある。治安維持当局者に対する訴訟は、被告人が陳述書を迅速に提出しないことや裁判に出廷しないことを理由にしばしば遅延される。

2009 年、欧州人権裁判所（ECHR）は訴訟期間の長さなど、トルコによる欧州人権条約の違反事項を 95 件も特定している。

法律は拷問によって得られた証拠の使用を禁じているが、検察官は拷問の訴えの真相を追究することを怠り、被告人に個別の訴訟を起こして証拠の除外の合法性について問うように強要している。複数の人権団体は、そうした場合にしばしば最初の訴訟の判決が二番目の訴訟の判決よりも早く下され、被告人が不当に有罪の宣告を受けていると伝えている。

政治犯と政治的抑留者

HRA は、政府が政治犯として認めていないものの、あらゆる政治的志向を持つ数千人の政治犯が存在すると断言している。政府によれば、自分が政治犯であると主張する者は、実際にはテロ組織の一員であったり、そうした組織を支援した者であるという。

司法省は、1月から6月までの間に7,217人の容疑者がテロに関係した容疑で拘束されたと伝えている。同じ時期に、1,553人のテロ事件に関する裁判が3,333人の容疑者に対して始められている。

国際的な人権団体は、司法省から許可を得れば自分が政治犯であると主張する受刑者に接触することが許されている。実際には、そうした団体が許可を得ることは稀である。

地域の人権裁判所が下す判断

憲法第90条には、「基本的権利と自由の領域で国際協定の間に対立が生じた場合…国際協定の状況が優先されるものとする」と定められている。トルコは欧州人権条約の加盟国である。この条項が存在するため、トルコの裁判所はECHRの管轄に従うことになる。ECHRの決定は国内において法律としての効力を持ち、上訴裁判所または憲法裁判所が下す判断よりも優先される。

11月30日現在、トルコが関係するECHRで係争中の事案は1万6,100件存在する。11月22日現在、トルコが関係するECHRが下した判決は330件に上る。EUによる11月の進捗報告によれば、ECHRには数多くの違反事項とされる事案がECHRに提出され続けているという。

9月14日、ECHRはある有名な事案において、トルコが2007年のアメリカ系トルコ人ジャーナリストの生命と表現の自由を保護することを怠ったことに対して責任があると認めた。ECHRは、トルコ政府がこのジャーナリストに対する強迫行為があったにもかかわらず殺害されるのを防ぐことができず、事件後も捜査を効果的に行わなかったと判断した。

民事訴訟手続きと救済措置

民事の事案については独立した公平な司法制度が存在する。法律は、すべての国民が人権侵害を含む身体的または精神的な苦痛に対する補償を求めて民事訴訟を起こす権利を保証している。9月12日の憲法の修正事項は、個人が憲法裁判所に直接訴訟を持ち込むことを認めている。これらの修正事項はまた、独立した人権委員会とオンブズマンの事務所の設立することについても規定している。いずれの機関も、該当年末の時点で設立されていない。

f. プライバシー、家族、家庭、または通信への独断的な干渉

9月12日の憲法の修正事項は「個人生活の秘密」を保護している。これらの修正事項には、誰もが個人情報とデータの保護と修正を求める権利を有すると記されている。

法律は、裁判所の命令で電話の盗聴を行うことを認めている。電話の盗聴を行うことが許されているのは国営の遠隔通信会社のみで、麻薬の密売人、犯罪組織のメンバー、およびテロリストに対して裁判所の命令が発行された場合にのみこれを行うことができる。裁判所の命令なしで電話が不法に盗聴されたとする苦情が、高等裁判所の職員や政治家を含む個人や公人から寄せられる場合があ

る。

第 2 節 以下を含む国民の自由の尊重：

a. 言論と出版の自由

法律は言論と出版の自由を認めている。しかし、政府は依然として数多くの場合にこうした自由を制限し続けている。EC は 11 月の進捗報告の中で、法律が表現の自由を十分に保証しておらず、ジャーナリストに対して起こされている数多くの訴訟、報道機関に対する不当な政治的圧力、法律的な不確実性、および度重なるウェブサイトへの禁止措置と特に憂慮すべき事項であると指摘している。

刑法第 301 条は、国家に対する侮辱を犯罪行為として規定している。第 301 条をめぐる裁判の手続きを進めるには、司法大臣による許可が必要である。別の法律条項は、建国者であるムスタファ・ケマル・アタテュルク (Mustafa Kemal Ataturk) を侮辱することを禁じている。検察は、憲法と法律に基づき政治思想的な動機による捜査の実施を続けている。反テロ法や出版と選挙に関する法律など、その他の法律も言論に制約を設けている。

司法省によれば、司法大臣は該当年において第 301 条に関する苦情を 352 件受けたが、そのうち 342 件を却下したという。司法大臣は、残りの 10 件について訴訟手続きを進めることを許可した。

多くの場合において、個人は国または国家を公然と批判することはできず、これを行った場合は刑事裁判または捜査の対象となる恐れがあり、政府は特定の宗教的、政治的、およびクルド人の国家主義的または文化的な思想に同調する者に対して表現の自由を制限し続けている。軍の役割、イスラム教、政治におけるイスラム教、クルド人、アレヴィー派、およびオスマン帝国末期におけるトルコとアルメニアの紛争の歴史に関する話題をはじめ、人権と政府の政策に関する活発な議論が公的な場で行われている。しかし、そうした話題について執筆または発言した者の多く、特に軍、クルド人問題、またはアルメニアをめぐる問題について批判的な意見を述べた者は、前年度までと比較すると事例は若干減少しているものの捜査の対象となる恐れがある。トルコが EU への加盟候補国であることと関連して法律改正が行われたものの、トルコ出版社協会 (TPA) は表現の自由に対する深刻な規制が依然として課されていると伝えている。

該当年において、当局は反テロ法に基づき数々の出版物に対して訴訟を起こしている。HRF によれば、法律には不法行為についての定義が余りにも広いため、政治思想や政治的背景を動機とした訴追を可能にしているという。親クルドの日刊紙 *Ozgur Gundem* に対しては、反テロ法に基づき少なくとも 550 の裁判が起こされている。いくつかの裁判については有罪の判決が下されているが、該当年末の時点でほとんどの裁判は係争中である。

該当年を通じて、警察と司法機関は BDP の党員に対する圧力を強めている。人権活動家と党の関

係者は、該当年末の時点で BDP の党員に対して 1,700 件を超える裁判が続いていると主張している。多くの党員は、クルド語を話していた、政府に批判的な発言をした、あるいは PKK またはその指導者であるアブドゥラ・オジャラン (Abdullah Ocalan) を支持する発言をしたとの理由で捜査と訴追の対象となっている。また、KCK と関係を持っていたとの理由で逮捕された者も数多くいる。

10 月に開かれた KCK の構成員 151 人に対する第一回公判で、容疑者たちはトルコ語ではなくクルド語での弁護を要請した。裁判所は、クルド語を「未知の言語」であるとしてこの要請を却下した。

12 月、ディヤルバキルの裁判所は、2009 年 10 月にイラクから戻った後にテロを支援したことに関する裁判で、17 人の被告が表明したクルド語による弁護の要請を却下した。しかし、同年の 12 月にサンリウルファの裁判所は被告人にクルド語を使用しての弁護を許可した。トルコ語以外の使用についてのこうした裁判所の決定における一貫性の欠如はトルコ全土で見られている。

ディヤルバキル市長であるオスマン・バイデミル (Osman Baydemir) は、クルド語の使用、テロリストの政治宣伝への加担、およびテロと犯罪行為の助長について 100 を超える罪に問われ、捜査の対象になっている。これらの罪の多くは、バイデミルが公の場においてクルド語で政治的な見解を表明し発言したことに関係している。該当年において、バイデミルが問われた罪のうち 20 以上の罪について無罪が確定し、3 つの罪について有罪が確定した。しかし、バイデミルは市長の地位に留まっている。該当年末において、数多くの裁判と上訴の審理が進行中である。例えば、12 月にはエルドアン首相は、KCK の容疑者に対する警察の捜査に抗議するため 2009 年 12 月にバイデミル市長が行った演説について「心の傷を負わせるものである」として、同市長に対する民事裁判を起こした。バイデミル市長は演説の中で首相を口汚く罵ったのだった。該当年末の時点で、この裁判はまだ動きを見せていない。

2 月、BDP の国会議員エミネ・アイナ (Emine Ayna) が、彼女に対し「(軽蔑的に) お嬢ちゃん」と呼びかけたとの理由でブレント・アリンク (Bulent Arinc) 副首相を訴えた。彼女は 1 万リラ (\$6,666) の補償を求めている。この裁判は該当年末の時点で係争中である。

5 月 21 日、ディヤルバキルの裁判所は、歌手のフェルハト・トゥンク (Ferhat Tunc) が PKK が闘争を始めてから 25 年が経過したことを祝う式典が 2009 年 8 月に ERUH で開催されたときに演説を行い、この中で彼が「PKK のために政治宣伝を行った」との理由、および「不法組織のために活動している」との理由で彼を起訴した。この歌手には最高で懲役 15 年の判決が下される可能性がある。この裁判は、該当年末の時点で進行中である。

該当年において、検察は 2009 年 8 月に行われた国内のクルド人に関する問題について考えることを目的とした政府による「クルド解放」構想に関する研修会で国立警察学校が第 301 条に対する違反行為を行ったとして進めていた捜査を打ち切った。

政府はトルコ・ラジオ&テレビ協会（TRT）を保有し、運営している。ラジオ&テレビ高等会議（RTUK）によれば、11月の時点でテレビ放送局が町レベルで210局、地域レベルで15局、および全国レベルで25局、ならびにラジオ放送局が町レベルで944局、地域レベルで99局、および全国レベルで35局が公式に登録されているという。さらに、ケーブルテレビでは77のチャンネルが存在し、RTUKは局の運営のために必要な衛星の使用許可と放送認可をテレビ7局とラジオ2局に与えた。その他のテレビ局とラジオ局は公式なライセンスを取得せずに業務を行っている。衛星用アンテナとケーブルテレビは広く一般的に入手することが可能なため、クルド語による複数の民間放送を含む外国の放送を容易に視聴することができる。多くの報道機関は、様々な外部のビジネスに関与する大きな民間の持ち株会社によって保有されている。報道機関が一部の会社に集中して保有されることで、報道内容に影響が及び、議論の幅も制約を受けている。オブザーバーは、報道機関を保有するいくつかの複合企業が報道機関を政府の政策に影響力を及ぼすための道具として用いていると指摘している。

RTUKは、該当年においてラジオ局とテレビ局は、トルコ語以外の言語としてアラビア語、ボスニア語、チェルケス語、およびクルド語（両者はクルマンジ語とザザ語の方言）での放送が認められている。

トルコには、民間の印刷媒体が存在している。数百種に及ぶ様々な政治的志向の新聞が、クルド語、アルメニア語、アラビア語、英語、およびペルシャ語をはじめとする様々な言語で発行されている。しかし、当局は資料を没収したり、報道の情報源を一時的に閉鎖するなどして特に南東部で親クルドの内容や左翼的志向を持つ報道媒体を日常的に検閲している。TNPによれば、該当年において新聞21紙、雑誌32誌、および書籍10冊が没収されたという。

検察は、報道の自由を制限する様々な法律に基づいて裁判を数多く起こすことで作家、ジャーナリスト、および政治家を攻撃している。しかし、裁判所はこれらの訴えの多くを却下している。時として、当局は言論に関する条例の違反を理由に新聞社の家宅捜査を行い、新聞社を一時的に閉鎖し、罰金を課し、あるいは新聞を没収している。

政府による規制があるにもかかわらず、報道機関は政府の指導部や政策を日々批判し、多くの場合、政府に対して敵対する姿勢をとっている。10月20日、国境なき記者団はこうした現状について、「ジャーナリストを標的とする常軌を逸した訴追、投獄、および量刑が横行している」と表現した。該当年末において、投獄されたジャーナリストの団結基盤（Solidarity Platform of Imprisoned Journalists）は、依然として投獄された状態にあるジャーナリストの数は43人に上り、彼らのうち10人は編集長であると報告した。これらのジャーナリストの多くは、反テロ法に基づいて罪が問われている。

2月26日、エルドアン首相は、ネガティブな報道を行って経済に損害を与えているとして首相が非難するコラムニストは報道機関によって解雇されるべきだとの意味であると多くのオブザーバーが指摘する発言を行った。この発言は多くの者に、政府の活動について批判的に報じる報道機関

を検閲の対象にしようとする試みを意味していると映った。オブザーバーは、該当年において報道機関の独立性に影響を及ぼすと解釈されるその他の発言を政府高官および官僚がしていると報告している。

報道機関は、該当年末までにエルゲネコンの裁判を扱うジャーナリストに対して 5,000 件を超える訴訟が起こされたと伝えている。これらのジャーナリストのうち、20 人以上に有罪の判決が下されている。残りの裁判は、該当年末の時点で係争中である。

12月2日、トルコの最高行政裁判所は、ドアンメディアグループ (Dogan Media Group) に対する 2009 年度の追徴税の大部分を保留処分にした。数人のオブザーバーは、メディアグループの社説が政府と首相に対して批判的であると考えられているため、政府が高額の追徴税を課すことでメディアグループに懲罰を加えるのではないかと懸念している。彼らは、こうした懲罰はジャーナリストを萎縮させる効果を持ち、こうした措置は該当年に間にわたり取られたと伝えている。さらに彼らは、政府がこうした懲罰を利用して反対勢力を黙らせようとしていると伝えている。追徴税の適用は保留となったが、この懲罰の有効性は該当年末の時点でも存続している。

国内公報であっても、それらの報道姿勢が原因で政府高官への接触が却下される場合がある。該当年において、日刊紙 *Evrensel* のジャーナリストであるスルタン・オゼル (Sultan Ozer) と他の少なくとも 5 人のジャーナリストが 2009 年に続き今回も首相への接触が認められなかった。TGS は、TGS とは反対の見解を支持すると見なす報道機関の代表者に報道機関向けブリーフィングへの出席を認めていない。

該当年において、政治思想を動機として弁護士や検察官による執筆家や発行者に対する申し立てが複数あった。該当年末の時点で、数十人に及ぶ執筆家、作家、および発行者が裁判にかけられている。

1月11日、上訴裁判所は 2008 年の「私はアルメニアの人々に謝罪します」キャンペーンが犯罪行為には当らず、このキャンペーンの主催者に対する訴追を却下した。

2月18日、イスタンブールの裁判所は、2004 年に日刊紙 *Ozgur Gundem* に掲載されたオジャランが彼の弁護人に向けて発した意見に関する記事をめぐる裁判で、弁護士であるイルファン・ドゥンダル (Irfan Dundar) とフィラト・アイディンカヤ (Firat Aydinkaya) を有罪とし、懲役 10 ヶ月を言い渡した。これらの弁護士は、「テロ組織の政治宣伝に加担した」罪で有罪となった。

4月、ある裁判所は、エルゲネコンの組織に関して続けられている裁判に関して執筆したとの理由で *Star* 紙のサムリ・タイヤル (Samli Tayyar) を有罪とし、執行猶予付きの懲役 15 ヶ月を言い渡した。タイヤルが有罪となった具体的な理由は、個人的な機密を侵害し、司法の独立性に影響を及ぼし、暫定的な捜査の機密性を侵害したことであった。

5月13日、ある地方裁判所は、テロ組織に加入し、2007年から2008年にかけて102の記事の中で反テロ法に違反したとの理由でクルド語の新聞 *Azadiya Welat* 紙の元編集長であるヴェダト・クルスン (Vedat Kursun) を有罪とした。裁判所は、クルスンに懲役166年を言い渡した。12月の別の裁判では、同新聞に彼が寄稿した複数の記事について裁判所がクルスンに懲役138年を言い渡した。該当年末において、両方の判決について上訴が行われている。

6月4日、イスタンブールの裁判所は反テロ法に基づき、2009年に執筆されたクルド人問題に関する記事の中であるテロ組織の政治宣伝に加担したとの理由で、*Express* 誌の執筆者であるイルファン・アクタン (Irfan Aktan) と編集者のメルヴェ・エロル (Merve Erol) を有罪とした。アクタンには懲役1年3ヶ月が言い渡され、エロルには罰金1万6,600リラ (1万1,066ドル) が科された。

該当年末の時点で、違法性がある、または「危険である」と見なされる書籍を出版したとの理由、または「テロ組織の政治宣伝に加担した」との理由で出版者ラギブ・ザラコル (Ragip Zarakolu) に対する複数の裁判が進行中である。

6月10日、イスタンブールの裁判所は、著作「*死を超える苦難 (More Difficult than Death)*」を通して「テロ組織の政治宣伝に加担した」との理由で著述家 N. メメト・グレル (N. Mehmet Guler) に懲役1年3ヶ月の判決を言い渡した。同じ裁判で、出版者であるザラコルは無罪となった。9月30日、クルド人問題に関する別の著作を発行したとの理由で、ザラコルに対する別の裁判が始まった。該当年末の時点で、この裁判は進行中である。

10月26日、2007年に著名な人権活動家フランク・ディンクを殺害したとされるオグン・サマスト (Ogun Samast) の裁判が、反テロ法で未成年者を裁判にかけることを禁じた修正事項に基づき、イスタンブール少年裁判所に移された。この殺人事件が起きたとき、サマストは17歳であった。該当年末の時点で、この裁判は進行中である。

10月27日と12月30日、アンカラの裁判所は、第301条に違反したとされる出版者であり著述家であるテメル・デミレル (Temel Demirer) に対する裁判を続けた。デミレルは、2007年にディンクが殺害された後、「ディンクはアルメニア人であったから殺されたのではなく、大虐殺の事実を認めただけに殺されたのである」という発言について罪に問われていたのだ。該当年末の時点で、この裁判は進行中である。

6月4日、イスタンブールの裁判所は、自身の著作「*ディンクの殺害と偽りの情報 (Dink Murder and Intelligence Lies)*」の中で「機密情報を公開した」罪と「政府高官を侮辱した」罪に問われていたネディム・セネル (Nedim Sener) に無罪の判決を言い渡した。

印刷所は、書籍や定期刊行物を発行するときに検察に提出することが求められている。TPAは、訴追を受けることを回避するため、しばしば出版者がデリケートな問題について扱った書籍の発行を

避けていると伝えている。TPA はまた、書籍の発行禁止と回収が行われるケースは 2009 年と比較して減少しているものの、依然として懸念事項であり続けていると伝えている。該当年において、裁判所の最終判断が下されないまま複数の刊行物の回収が行われている。複数の作家と出版者が、名誉毀損、中傷、猥褻行為、分離主義、テロリズム、破壊活動、原理主義、および宗教的価値観に対する侮辱的な行為を理由に依然として起訴された状態にある。TPA によれば、該当年において当局は数十種に及ぶ刊行物とその発行者に対して捜査を行い、彼らを起訴しているという。国際出版協会はトルコ国内で裁判にかけられている文筆業の人々は該当年末の時点で 70 人に及んでいると伝えている。

5 月 21 日、RTUK はディヤルバキルの民間のテレビ局が提出した AMED-TV への名称変更に関する申請を承認した。「AMED」とは、ディヤルバキルのクルド語による名称である。5 月 23 日、AMED-TV はトルコ語、ペルシャ語、およびアラビア語と併行してクルド語の方言であるクルマンジ語とザザ語による放送を開始した。

インターネットの自由

トルコ国内では、インターネットを広く使用することができる。学校、図書館、カフェ、およびその他の公的な場所でインターネットが使用されているだけでなく、政府もインターネットの使用を奨励している。インターネットへのアクセスにはいくつかの制約が見られる。トルコの公的な統計機関である TurkStat によれば、該当年現在、トルコ国内の 41.6%の世帯にインターネットが普及しているという。

インターネット法は、アタテュルクへの誹謗中傷、猥褻行為、売春、賭博、または自殺、子どもの性的虐待、麻薬の乱用、または健康に有害な物質の使用の奨励という 8 つの犯罪のいずれかに加担する疑いがあるサイトへのアクセスを禁止する権限を政府に与えている。苦情を受けるか自らが観察することで、検察官は裁判官が不法なサイトへのアクセスを禁止するように求めることができるほか、緊急的な場合には、遠隔通信統括機関 (TP) がアクセスを禁止することができる。いずれの場合においても、裁判官が事案について 24 時間以内に判断を下さなければならない。司法命令が出された後、インターネットのサービスプロバイダー (ISP) は 24 時間以内に該当するサイトへのアクセスを遮断しなければならない。裁判官がアクセスの遮断を承認しない場合、検察官はアクセスを回復しなければならない。ISP は司法命令に従うことを怠ると、懲役 6 ヶ月から 2 年の処罰を受ける可能性がある。法律はまた、ある特定のサイトが自身の人権を侵害していると考える人々が、不法なコンテンツを除去するように ISP に命じるように TP に求めることを認めている。該当年末の時点で、アクセスが遮断されたウェブサイトの数に関する公式なデータは存在していない。しかし、インターネットの自由をめぐる問題に関連して活動を展開する NGO であるエンゲリウェブ (Engelliweb) は、10 月 31 日までにトルコ国内では 6,457 のサイトへのアクセスが遮断されており、2009 年に報告されたサイト数と比較して実質的な増加が見られると報告している。

6 月 7 日、運輸省は、グーグルのサービスに関連する複数の特定のウェブサイトへのアクセスを遮

断するように TP に要請し、トルコ国内で YouTube を納税者として登録するように求めた。Google Translate、Google Docs、および Google Books などのその他のサービスも「トルコの法律の適用を回避して」YouTube へのアクセスを可能にしているとして、これらのサービスへのアクセスも遮断された。該当年末の時点で、これらのサービスへのアクセスは修復されている。

10 月 31 日、TP は、アタテュルクを風刺する動画が削除されたとの理由で 2008 年の YouTube のウェブサイトに対する禁止措置を解除した。該当年末の時点で、このサイトへのアクセスは可能な状態にある。

11 月 2 日、アンカラの裁判所は、野党である共和人民党（CHP）の党首デニズ・バイカル（Deniz Baykal）がホテルの一室で女性と会っている様子を秘密裏に録画したビデオが公開されているとして YouTube へのアクセスを再び遮断する命令を下した。裁判所は、「猥褻かつ不道德な動画」であるとの理由でこのウェブサイトの遮断を命じたのだった。該当年末の時点で、TP はこの裁判所の命令に応じておらず、このウェブサイトは閲覧可能な状態に留まっている。

8 月 6 日、TP は猥褻物に関するインターネット法の「法律的な評価」に基づき、裁判所の命令なしに *Playboy* 誌のウェブサイトへのアクセスを禁止した。該当年末の時点で、この禁止措置は有効性を保っている。

9 月 17 日、ある裁判所が、トルコ人とアタテュルクを侮辱する動画が掲載されていたとして、ソーシャルネットワーキングサイト Facebook へのアクセスの遮断を TP に命じた。しかし、TP はその動画が削除されたとしてこのサイトへのアクセスを遮断する決断を下していない。該当年末の時点で、このサイトは依然としてアクセス可能な状態となっている。

「国家の安全保障、治安、健全性、および品格」を守る目的、または犯罪を防止する目的で、政府当局がインターネットの利用者に関する記録を閲覧することは稀である。そうした手段を講じる場合、警察は事前に裁判官からの認可を得なければならない、また緊急時には「最高行政権限」を得なければならない、一般的にそのような手続きが現実には踏まれている。

学問の自由と文化的行事

該当年において、政府は学問の自由や文化的行事に何ら制約を課していない。しかし、デリケートな題材については自己検閲が行われている。時として、言論の自由に対する制約を利用して学問の自由や文化的行事に対する制約が課せられることがある。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

法律は集会の自由を保証している。しかし、実際には政府がこの権利に制約を課している。集会を開くには当局に事前の通知が行われなければならない、当局は集会の開催場所を指定された場所に制限することができる。

HRF は、デモ活動が行われる間に治安部隊により 2 人が殺害され、143 人が負傷したと伝えている。これらの数値は、前年と比較すると著しく低い数値である。該当年において、警察がデモ参加者に殴打、虐待行為、または嫌がらせ行為を行うケースが複数報告されている。HRF は、該当年においてデモの参加者 1,716 人を拘束し、同じく 152 人を逮捕したと伝えている。拘束された時間は数時間から数日までと様々である。

ヒューマンライツウォッチ (HRW) は、該当年において数多くのデモ参加者が処罰を受けており、「Vサインを示すこと、手を叩くこと、PKK のスローガンを叫ぶこと、投石すること、あるいはタイヤを燃やすといった彼らの行為が犯罪行為であるかのように見なされている」と報告している。HRW の報告書では、平和的にデモに参加する権利を行使している人々を処罰するために反テロ法が適用されていることが強く非難されている。

AI は、6 月 17 日に「国民を軍役に就かせないようにした」との罪で、ハリル・サヴダ (Halil Savda)、ゴクツェ・オトウル・セヴィムリ (Gokce Otlu Sevimli)、ザリフェ・フェルダ・カクマク (Zarife Ferda Cakmak)、およびヴォルカン・セヴィンク (Volkan Sevinc) が有罪の判決を受けたと報告している。この事件は、1 月 6 日に開催されたデモ活動に彼らが参加したこと、および良心に基づく兵役拒否者であるエンヴェル・アイデミル (Enver Aydemir) を支持する報道発表を行ったことに端を発する。サヴダ、セヴィムリ、およびカクマクには、それぞれ懲役 6 ヶ月の判決が下された。セヴィムリとカクマクの懲役刑は執行が猶予された。セヴィンクは警察官を侮辱した罪でも有罪の判決を受け、執行猶予付きで懲役 1 年 6 ヶ月の刑が確定した。

3 月におけるネヴルズの祝日には、トルコ全国で公の行事が広く平和的に営まれた。しかし、それ以外の時期には国内の南東部でクルド人問題に関連したデモ活動を阻止するための暴力行為が頻発した。

4 月 24 日には、アルメニアをめぐる問題と 1915 年に起きた悲劇について考えるための象徴的な公的行事が数多く行われた。集会は平和的に行われ、必要に応じて警察による警護が付けられた。

5 月 1 日の労働者の日を祝うための行事は、総じて平和的に行われた。イスタンブールのタクシム広場でこの行事を行うことが 33 年振りに許可された。古くは、この広場でこうした行事が伝統的に行われていた。

結社の自由

法律は結社の自由を認めている。しかし、実際にはこの権利に複数の制約が課されている。

法律に基づき、結社を行う者は当局に事前に通知を行う必要はない。しかし、作られた団体が国際的な機関と接触する場合、あるいは外国から経済的な支援を受ける場合は事前に通知を行う必要があり、活動内容について詳細に記述した書類を提出しなければならない。団体の代表者たちは、この規定が団体の活動に不当な制約をかけていると述べている。

権利擁護 NGO であるトルコ第三セクター基金 (Third Sector Foundation of Turkey) によれば、NGO が特定の免税措置を得るために公益法人として認可を受けるための基準は制約が多く、複雑なものであるという。公益法人として認可を受けるための申請は、大臣評議会の承認を受けなければならない。申請が却下された場合に申請者が申し立てを行うことは法律により認められていない。

c. 信教の自由

信教の自由に関する詳細な説明については、www.state.gov/g/drl/irf/rpt に掲載された「2010 年度の世界の信教の自由をめぐる環境に関する報告書」を参照すること。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、および無国籍者

憲法は、国内における移動、外国旅行、海外移住、および帰還の自由を認めている。しかし、時として政府は、こうした権利の行使を制限する場合がある。9 月 12 日の憲法の修正事項には、犯罪捜査または刑事訴追に関連してのみ、裁判官が旅行の自由を制限することができると規定されている。政府は、治安部隊を集中的に駐留させている国内南東部における道路の検問所の数を実質的に減らした。政府は UNHCR とその他の人権団体と広く協力して、国内避難民、難民（出身国の地理的境界によって難民として認識される者）、帰還難民、第三国への再定住を希望する亡命申請者、無国籍者、および懸念される状態にあるその他の者の保護と支援に力を入れている。

法律は強制的な国外追放を禁じており、政府はこの手段を講じていない。

国内避難民 (IDP)

1984 年に始まり該当年においても継続している治安部隊とテロ組織 PKK との闘争は、IDP として生きることを余儀なくされた数十万人に及ぶ自国民を生み出す結果となった。多くの IDP はイズミルやイスタンブールを中心とした西部の都市に定住している。TNP によれば、10 月までに合計で 18 万 7,861 人の IDP が自らの意志で国内南東部の自分たちの村に帰還しているという。

IDP への補償について定める法律は、PKK との闘争が行われる間に物的な損害を被った者が 2009 年 5 月までに補償を申請することを認めている。EC の 11 月の進捗報告には、2004 年以降のテロとテロとの戦いによる損失に対して、政府は補償を継続的に進めていると記されている。申請が却下された者たちは、行政裁判所に数々の訴訟を起こしている。ECHR に申請を行った者も複数いる。

地元の NGO と地域の弁護士会は、法律には非合理的な書類に関する必要条件が定められており、提供される補償が ECHR の定める水準を大きく下回っていると主張している。一方、政府はこうした主張を否定している。

支援を受けた自発的な再定住が進められている。元の家に戻れた者もいたが、その一方で一元管理された部落も新たに作られている。TNP は、TNP が 10 月までに PKK のテロリストに対する闘争によって起きた損失に関連し、総額 19 億 5,000 万リラ（約 13 億ドル）に及ぶ保証金を支払ったと伝えている。

難民の保護

トルコは、欧州からの難民について、1967 年難民の地位に関する議定書に基づく義務を受け入れている。行政規定には、庇護または難民の地位の提供に関する規則が定められている。該当年において、内務省は UNHCR の決定に続き、並行した難民の地位を判断する過程を遂行し、ほぼすべてのケースにおいて後者の決定の確認作業を行った。

政府は、国内で持続的な解決を見出せない難民が他国に再定住するために出国する前に出国許可を得るように求めている。過去においては、居住費、払い戻し金、および罰金の支払が完了するまでそうした許可は保留とされた。3 月、内務省は亡命希望者が居住する市町村に対し、費用を支払うことができない者については居住許可費用を放棄することができるとの助言を出した。該当年末の時点で、放棄の決断が下された件数に関してデータは存在していない。

多くの場合、政府は人種、宗教、国籍、特定の社会的集団に属すること、または政治的な見解を理由に命や自由が脅かされる国に難民が追放または送還されないように保護的な措置を講じている。該当年の 1 月から 9 月までの間に、トルコから本国に送還された UNHCR の関心の対象となる者は 62 人に達した。ただし、214 人に達した前年と比較すれば、この数は著しく減少しているといえる。不法入国を理由に潜在的な難民が治安部隊によりすでに拘束または逮捕されている場合、UNHCR は彼らと面接するために彼らに近付くことが困難となる場合がある。

政府は、不法に入国した難民と亡命希望者を拘束しており、このことは該当年において AI により非難されている。該当年の 1 月から 9 月までの間に、合計で 1,014 人が拘束され、UNHCR に登録されたのは 310 人であった。拘束された者が拘留される期間は不定である。UNHCR によれば、このように拘束を受ける者の多くはアフガニスタン（646 人）とイラン（177）からやって来た者であるという。

一般的に、イラク国民はトルコの空港に到着した際に観光ビザを取得することができる。しかし、欧州に向う途中でトルコを経由するイラクを含む外国出身者の場合、彼らが欧州で亡命申請をする可能性があるると入国管理局が判断すると出身国に送還されている。

潜在的に亡命希望者を含んでいる禁止された移住者の集団を受け入れる施設がないこと、および安全保障当局者を支援する通訳が存在しないことにより、一時的な庇護を求めるための手続きを取ることが阻まれている。

法律は亡命希望者に対して時間制限を厳格に定めておらず、彼らに対して有効な書類の提示を要求していない。また法律は、「人道的状況」にある亡命希望者に対する居住許可費用の放棄を定めている。登録に遅延したことに対する罰金を廃止するための命令を記載した3月の政府回覧が発行された後、罰金が適用された、または課されたという報告はない。

UNHCR は、1 つ以上の国を経由して亡命希望者がトルコに合法的に到着したとき、介入することに成功していると報告している。また UNHCR は、該当年において拘束を受けていても亡命申請を希望する者、亡命申請を希望する船での密航者、およびトルコ国内の空港の国際的な領域で亡命を求める者に接触することが容易になっていると伝えている。

政府は、出身国が欧州の国以外で難民としての地位を得ることができない者を一時的に保護するための措置を講じている。UNHCR や再定住機関での面接のために難民がイスタンブールやアンカラに移動するには、地元当局の許可を取得することが必要となっている。

複数の人権団体は、該当年末の時点で、イラクから渡ってきた約 200 人に上るレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、またはトランスジェンダー (LGBT) の難民が国内に居住していると伝えている。またこれらの人権団体は、これらの難民が性的指向や性別認識の問題が原因で、国内で様々な問題に直面していると伝えている。

第 3 節 政治的権利の尊重：国民が政府を変える権利

憲法と法律は政府を平和的に変える権利を国民に与えており、国民は国民参政権に基づいて定期的に行われる自由で校正な選挙を通してこの権利を行使している。しかし、政府はいくつかの政党と指導者の活動を制限している。

選挙と政党

2009 年 10 月、国会議員の選挙に関する法律が修正され、国政選挙はそれまでの 5 年毎から 4 年毎に行われるようになった。

2007 年の国政選挙は、欧州安全保障協力機構 (OSCE) が国際基準に沿って作った民主的な選挙のための枠組みとなる選挙法に基づいて行われた。この法律は、選出される条件として全国の有効票の 10% 以上を党が獲得することを求めている。いくつかの政党と人権団体は、この 10% という値が不当に高いものであるとして批判している。2007 年の選挙では、選挙に参加する資格を有する 21 の政党のうち 3 党がこの基準値を満たした。無所属の候補者はこの基準値を満たすことは求

められない。

2007年の選挙が終了した後の視察報告の中で、OSCEは選挙のための包括的な法律の枠組みが確立しているものの、不正確さと独断的な解釈を生み出す潜在性を生み出す数多くの法律が広い意味で政治運動と表現の自由を制約していると指摘している。OSCEはまた、クルド系の国民の政治参加を高めるために効果的な努力が払われたとも指摘している。

4月11日、政党法と選挙法が修正され、選挙運動の間にトルコ語以外の言語を使用できるようになった。選挙運動で使用される言語としてトルコ語が依然として主流であるが、これからはクルド語をはじめとする他の言語も使用できるようになる。

公式および非公式の機構を介した軍の政治への影響力は、該当年において低下した。12月、いくつかの政党の指導者が国会と公務の中でクルド語を使用すると表明したことを受けて、軍はウェブサイトにてトルコの公用語はトルコ語であることを国民に周知するメッセージを掲載した。しかし、大統領と他の政府高官は直ちに、トルコ語はトルコの公用語であるとの表明をして軍が掲載したメッセージの正式な背景を明らかにしようと努めた。

政党と候補者は、自由に立候補を表明し、選挙活動を行うことができた。しかし、上訴裁判所の主任検察官は憲法裁判所に裁判を起こすことで、違憲活動を行ったことを理由としていくつかの政党を閉鎖することに成功した。

9月12日、憲法の修正事項により、政党を閉鎖に追い込む活動に関与した国会議員を免職することを可能にする憲法の条項が廃止された。しかし、11月にECはその進捗報告の中で、民主社会党とBDPの元国会議員の多くが裁判にかけられており、トルコは「依然として政党の閉鎖の手続きと理由に関する法規を（結社の自由に関する）欧州の基準に合わせる必要がある」と指摘している。

該当年において、警察は国内南東部を中心とする数十箇所のBDPの事務所の家宅捜査を行い、1,000人を超えるBDPの関係者と党員を拘束した。また検察は、主にKCKの構成員であることやKCKを支援していることを理由に、BDPの党員を対象に数多くの捜査を実施し、裁判を開いた。ジャンダルマと警察は、言葉による脅し、集会での独断的な拘束、および検問所での拘束などを行って日常的にBDPの党員を攻撃している。治安部隊は、BDPに同調的であると考えられる村人も日常的に攻撃対象とした。治安部隊は彼らを拘束しても短期間のうちに解放したが、不法組織を支援したこと、あるいは分離主義を扇動したことを理由に裁判にかけられている者も数多くいる。

550議席ある国会で女性議員は48人おり、27人で構成される閣僚の仲にも女性の大臣は2人含まれている。国会議員のうち100人以上がクルド系である一方、大臣の中にもクルド系が3人いる。

第4節 公務員の汚職と政府の透明性

法律は、公務員の汚職に対する刑事処分を規定している。しかし、政府はこの法律を効果的に施行しておらず、汚職に関与しても罪に問われていない公務員が存在する。EC は、11 月に発行した報告書の中で、汚職事件が起きた場合の「国会議員の不逮捕特権の適用範囲」は「広すぎ」ており、政党の財務や選挙運動などの分野における透明性を確保するための手段が不完全であると指摘している。

3 月、内務省は汚職の訴えを受け、アダナ市長を解任した。行政と司法による捜査は、該当年末の時点で継続中である。

法律は、政府高官に対して物的資産を含む財務状況の完全なる開示を 5 年毎に行うことを求めており、この要求事項は総体的に満たされている。汚職監視委員会に助言を与える首相の監視会議は、大規模の汚職事件の捜査を行う責任を担っている。ほぼすべての国家機関が、組織内部での汚職を捜査する組織を持っている。国会は調査委員会を設置して、閣僚や首相が関わった汚職事件の捜査を実施することができる。こうした事案を裁判所に持ち込んで審理するには、過半数の票を得ることが必要である。

法律には、政府が保有する情報を国民が入手できるとの規定がある。しかし、政府は時として国の安全保障などを理由に、こうした申請を却下することがあり、そうした場合に上訴を行うことはできない。

第 5 節 国際組織および非政府組織が行う人権侵害の訴えに関する捜査に対する政府の態度

数多くの国内の人権団体と国際的な人権団体が多くの地域で活動を行っているが、特に南東部では政府による妨害や規制的な法律によって彼らの活動が妨げられている。該当年において政府の職員による協力的な姿勢が高まってはいるが、一般的に彼らは非協力的であり、無関心である。人権侵害の実例を文書にまとめている人権団体と監視者、ならびに弁護士と医師は、依然として拘留、訴追、脅し、嫌がらせ、活動停止などの対象となっている。人権団体は、公的な人権擁護のメカニズムが一貫性を持って機能しておらず、重大な人権侵害に対応することができない状態にあると報告している。該当年において、AI は、複数の人権擁護者が人権侵害の実態を監視し、報告したとの理由で起訴された。

HRA はトルコ全国に 28 の支部を持ち、約 1 万 1,000 人の構成員を抱えている。HRA により設立された独立団体 HRF は、アンカラ、イズミル、イスタンブール、ディヤルバキル、およびアダナで拷問のリハビリセンターを運営し、南東部では「移動式オフィス」も運営している。この団体は、人権侵害に関する情報センターとしての役割も持っている。国内に存在するその他の NGO として、ヘルシンキ市民集会、人権調査協会、トルコ医師会、市民社会開発センター、および数多くの大学に設置された人権擁護センターなどがある。

10 月 20 日、ディヤルバキルにある HRA の理事長であり、全国 HRA の副理事を務めるムハレム・

エルベイ (Muharrem Erbey)、ならびに KCK の他の容疑者に対する第一回の審理がディヤルバクルで始まった。HRA と数多くの国際人権擁護団体は、エルベイが HRA で活動し、さらに弁護士としても活動していたことを理由に逮捕されたものであると主張している。

該当年において、HRA アダナの事務局長であるエセム・アチカリン (Ethem Acikalin) に対して 2008 年にアダナの裁判所で始まった裁判が続けられている。彼は、不法な組織の政治宣伝に加担したとの理由で懲役 2 年の罪に問われている。アチカリンは、2000 年に行われた軍事作戦の間に命を落とした 28 人の死を悼むため、2007 年の記者会見でスローガンを唱えたことで罪に問われた。10 月 9 日、別の裁判でアチカリンは、反テロ法に基づき裁判にかけられた子どもたちに関する彼の発言をめぐり懲役 3 年が言い渡された。該当年末の時点で、アチカリンに対する数多くの裁判が係争中である。報道機関は、アチカリンは 3 月にスイスに避難し、該当年末の時点で国外に滞在していると伝えている。

6 月 12 日、裁判所は HRA のチャナッカレ支部の支部長を含む 4 人の構成員に有罪の判決を下し、2007 年に無許可で「世界平和デー」を企画した罪で 4 人それぞれに懲役 18 ヶ月を言い渡した。該当年末の時点で、上訴裁判はまだ始まっていない。

一般的に、政府は CPT、UNHCR、および国際移住機関などの国際組織に対して協力的な姿勢を見せている。しかし、複数の人権団体の活動家は、該当年においてそれらの組織に意図的に嫌がらせをし、あるいは官僚的な障壁を作るなどして彼らの活動を妨げていると伝えている。

HRP は、人権問題に関する立法の実現を監視し、人権の分野における様々な政府機関の活動を調整する権限を与えられている。予算が不足し、十分な資源がないにもかかわらず、HRP は EC と欧州評議会と共に数多くのプロジェクトを遂行している。

該当年において、HRP は表現の自由、差別、子どもの権利、および拷問などのテーマに関する短編映画を公開することで、人権問題に対する意識の向上を促進した。HRP は、人権侵害に関する情報を報告するための無料の緊急ホットラインを開設し、情報が寄せられると適切な政府機関にそれを送っている。HRP は、該当年において自分たちの活動に対する認知度が向上していると報告している。

トルコ国内の 81 の県とその各地域に、HRP の人権評議会が存在している。これらの組織は、NGO、専門組織、および政府の間で人権問題について話し合うためのフォーラムとしての役割を担っている。これらの組織は訴えの内容を調査し、検察に照会する権限を持っている。しかし、多くの評議会は定期的に会議を開いておらず、それらの本来の権能を効果的に発揮するに至っていない。多くの場合、HRA はこれらの評議会が権限や独立性を保持していないとの理由で評議会に参加することを拒否している。

9 月 12 日の 12 の憲法の修正事項により、オンブズマンの事務所と独立した人権委員会の設立が求

められた。該当年末の時点で、いずれの機関についても、国会は設立に向けた法的手続きを遂行していない。

国会の HRIC は 3,200 件に及ぶ訴えを受け、2009 年 10 月から 2010 年 10 月までの間に 15 の報告書を発行した。これらの報告書には、大学におけるセクシャルハラスメント、国営の児童養護施設における実情、および軍事および民事刑務所の環境に関する訴えを含む、様々な訴えが記されている。該当年に、HRIC は初めて軍事刑務所を訪問して評価することが許された。11 月の報告書の中で、EC は HRIC が該当年においても政策立案と立法手続きの遂行に力を入れていると指摘している。

第 6 節 差別、社会的虐待行為、および人身売買

法律は、人種、性別、宗教、障害、言語、または社会的地位に基づく差別を禁止している。しかし、政府はこうした禁止規定を効果的に適用していない。9 月 12 日の憲法の修正事項は、男女平等を推し進めるための手段、および憲法が定める差別の禁止に違反することなく子ども、高齢者、障害者、寡婦、および退役軍人に恩恵をもたらすための手段を講じることを認めている。いくつかの人権団体が有効性について疑問を投げかけているが、政府は女性、子ども、障害者、および高齢者からの搾取を予防するためのホットラインを開設している。

女性を取り巻く環境

法律は、配偶者間のレイプを含むレイプを禁じており、性的暴行を加えた者には懲役 2 年から 7 年が課される。しかし、政府はこの法律を有効に適用していない。こうした事件が起きても、被害者は嫌がらせや報復を恐れて、実際に通報するのは数日後、あるいは数週間後となることが多い。このように通報が遅れることで、犯行を行った者を効果的に起訴することができなくなる。人権団体は、通報されないレイプ事件は相当に多いと訴えている。

配偶者間の虐待行為を含む女性に対する暴力は、農村部と都市部において広まっている深刻な問題である。女性のための NGO は、最新の統計期間である 2001 年から 2005 年までの間に 15 万人を超える女性がドメスティックバイオレンスの被害を受けていると伝えている。法律は配偶者間の虐待行為を含む女性に対する暴力を禁じているが、政府はその法律を効果的に施行していない。刑法は、「配偶者間の虐待行為」を具体的に禁じているわけではないが、暴行、監禁、または強迫といった内在的な犯罪に基づく刑罰を定めている。民法には、配偶者間の虐待行為が離婚を認める理由となると定められている。該当年において、裁判所は虐待を受けた女性を保護するため、禁止命令を日常的に出している。しかし、複数の人権団体によれば、警察がそうした措置を効果的に適用することは稀であると伝えている。トルコ国内の人権団体は、こうした法律が部分的にはあるが効果を高めており、警察の緊急ホットラインを介してドメスティックバイオレンスを通報する女性や、警察署に駆け込んで虐待行為を訴える女性が増えていると報告している。複数の団体は、家庭内での虐待行為が社会的に受け入れられているため、事件が起きても通報が行われなかったと指摘

摘している。

10月27日までに、政府が開設したホットラインには1万9,377件の通報があった。このうち女性からの通報は8,704件、子どもからの通報は1,658件、障害者からの通報は5,807件、高齢者からの通報は512件であった。社会サービス&児童養護施設協会は29の女性向けシェルターを運営し、ドメスティックバイオレンスやレイプの被害を受けた女性を650人収容できる体制を整えている。市町村は、19の女性向けシェルターを運営し、609人を収容できる体制を整えている。政府は、県および市町村、ならびにNGOが54のシェルターを開設していると伝えている。法律規定では、人口が5万人を超える町には女性向けのシェルターを設けることが求められている。複数のオブザーバーは、人口が5万人を超える町であってもシェルターの数不足していたり、シェルターが全く存在していない例もあると指摘している。

名誉殺人で有罪の判決を受けた者には終身刑が科される可能性がある。司法省は、該当年に名誉殺人の罪に問われた25人の容疑者と18人の被害者を対象にした10の事件に関する裁判が始まったと伝えている。これらのうち被害者が11人に及ぶ8つの裁判は、該当年において結審し、10人が有罪の判決を受けた。名誉殺人は多くの場合、国内南東の農村部の保守的な家庭や、国内南東から都市部に移り住んだ家族の間で起きている。犯罪に関与した未成年者に対する刑が軽減されたことで、親族である未成年の男性がそうした殺人を行うように指名されることがしばしばあるとオブザーバーは指摘している。

名誉殺人を行えば処罰されることから、家族の名誉を守るために家族が少女に自殺するように強要する場合もある。危険にさらされた女性や少女を救うため、政府の職員は擁護団体と協力してタウンミーティングを開き、救援チームを設置し、ホットラインを開設している。

国内南東部の女性のための主要な団体であるKA-MERによれば、東部と南東部の62人の女性が同団体に連絡し、名誉殺人を行うとして家族から強迫を受けていると伝えたという。多くの場合、父親または夫が女性の運命を決めている。KA-MERは、過去に警察はそうした状況における自殺の統計データを共有していたが、該当年に警察はそうした情報を共有していないと訴えている。

2月4日、十代の少女であるメディネ・ミミ（Medine Mimi）の父親と祖父は、少女が少年に話しかけたことを理由に殺害したとして逮捕された。彼女の遺体は、アディヤマンの家族の住居付近の鶏の囲いの外側に掘られた穴から見つかった。ミミは生き埋めにされたのだった。この事件の裁判は、該当年末の時点で継続中である。

7月22日、ディヤルバキルで、家庭内での暴力から逃れるために女性向けのシェルターに身を寄せていた17歳の女性セイマGが、シェルターから出た後に15歳の弟により殺害されたという。彼女は絞殺された後、遺体が半分埋められた状態で発見された。警察は7月16日に弟を逮捕した。裁判は、該当年末の時点で続けられている。

2009年4月にスイルトのレイラ・ゴクで起きた名誉殺人に関連したスクル・バトウハン（Sukru Batuhan）に対する捜査の情報は存在しない。

2008年にムスルム・バキル（Muslum Bakir）が非公認の宗教儀式を通して結婚した妻を殺害し、2009年に有罪の判決を受けたことに対する上訴裁判が該当年末の時点で継続中である。

法律は、セクシャルハラスメントと性的暴行の犯罪について異なる刑罰を定めており、性的暴行に対しては懲役2年から7年、セクシャルハラスメントには懲役3ヶ月から2年、ならびに罰金が科される。女性の権利を保護する活動家たちは、これらの法律が適用されることは稀であると主張している。

7月23日、上訴裁判所は手続き上の理由で、14歳の少女にセクシャルハラスメントを行い、彼女の精神的な健康に有害な影響を与えたとするフセイン・ウズメズ（Huseyin Uzmez）に対する有罪判決を覆した。11月25日に再審が始まり、該当年末の時点でこの裁判は続いている。

多くの場合、夫婦及び個人は、自分たちが持つ子どもの数、子どもを出産する間隔と時期を決める権利があり、それを遂行するための情報と手段を差別なく受けることなく得ることができる。しかし、3月6日、保健省は精子バンクを利用して妊娠した女性は、血筋が不明の子どもを出産した罪で訴追の対象になるとの法令を公布した。女性と男性は、性感染症の診断と治療を平等に受けることができる。

2008年、国連人口基金は国内の産婦死亡率を、10万人の生児出産のうち23人であると見積った。出産に際して専門の付添い人が立ち会う率は83%であると見積られている。国内の人口の71%は何らかの方法で避妊を行っており、43%は男性および女性の避妊手術、IUD、経口避妊薬、注射による避妊薬、ホルモンインプラント、コンドーム、および女性用避妊具など、近代的な避妊方法を用いている。

9月12日の憲法の修正事項は、男女平等を推し進めるために取られる積極的差別を含む措置を認め、こうした措置は差別を禁じた憲法の条項に違反しないと宣言している。法律のもと、女性は男性と同等の権利を有するが、社会や公の場での差別は広く行われている。家族に関する事項を担当する国務大臣のもと設置された女性の地位と諸問題に関する総局（Directorate General on the Status and Problems of Women）は、男女平等を推し進め、女性差別に対する意識を向上させる役割を担っている。

女性は職場において差別を受けており、企業や政府機関の管理職に就いている女性は総じて少ない。ECが発行した11月の報告書によれば、女性の雇用率と政治参加は全国的にも地域的にも低い水準にある。農業、小売業、レストラン、ホテルなどで雇用されている女性の大部分は、家族経営のもと無給で就労している。世界経済フォーラムは、該当年において女性が男性と同様の労働を行っても男性の57%に相当する賃金しか得ていないと報告している。政府は、男性も女性も平等な就業

の機会を与えられ、同様の就業に対して平等の賃金を得ていると報告している。

子どもを取り巻く環境

トルコ国内には出生届の制度が存在する。子どものトルコ国内での市民権は直系の両親から渡される。該当年において、クルド系の名前を付けることが許された両親がいた。しかし、2月2日、ECHRは出生証明書の中でトルコ語のアルファベットには存在しないW、X、およびQの文字を使用することに対する禁止措置を支持した。

9月12日の憲法の修正事項は、子どものための積極的差別を認めている。これらの修正事項は、国は子どもを搾取から守る義務があると定めている。これらの修正事項は、子どもの福祉を促進し、子どもが教育を受け、健康を享受できるための機会を拡充するように努力することを政府に義務付けている。

14歳まで、または8年生までの教育は無料であり、すべての子どもを対象にした義務教育となっている。

子どもの虐待が問題になっている。家族によって少女が殺害される名誉殺人の事例が報告されているが、時として未成年の男性の親族によってこれが行われているケースも見られる。

特に貧しい農村部では、子どもの婚姻が行われている。しかし、女性の権利を守る活動家たちは、近年において国内で未成年者の婚姻が行われるケースは減少していると伝えている。法律は17歳を婚姻年齢として定めているが、非公認の宗教儀式を行って12歳の子どもまでもが結婚するケースも見られている。

12月13日、警察は13歳の少女と結婚したサンリウルフアの22歳の男性を逮捕した。これと同時に、14歳の少女と結婚した別の成人男性も逮捕された。該当年末の時点でこの事件に関する裁判は始まっていない。

複数の子どもが商業的な性的搾取の対象になったとの報告があった。法律は子どもの性的搾取を犯罪として規定し、これを行った者には懲役8年以上が科される。子どもを売春に従事させた罪で有罪の判決を受けた者には、懲役4年から10年の刑が科される可能性がある。暴力や圧力が加えられていたのであれば、刑期は倍になる可能性がある。

承諾年齢は15歳と定められている。法律は、法定強姦に対して懲役6ヶ月から2年の刑を定めている。これを行った者が被害者よりも5歳以上年上であった場合、刑期は倍となる。法律は、児童ポルノを製作し、頒布することを禁じており、懲役6ヶ月から2年の刑と罰金を定めている。

トルコは「国際的な児童誘拐に関する民事面のハーグ条約」の加盟国である。国際的な親による児

童誘拐に関する情報については、

http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308.html に掲載する米国国務省のコンプライアンス（法令順守）に関する年次報告書を参照すること。

反ユダヤ主義

ユダヤ人のコミュニティを構成する人々に対する反ユダヤ主義的な事件が約2万3,000件報告されている。国内のユダヤ人指導者たちは、こうした反ユダヤ主義的な事件の発生は中東での出来事に直接関係していると考えている。しかし、ユダヤ人のコミュニティを構成する人々は、こうした出来事に対する責任を世間から問われているとは思っていない。5月31日に起きたガザ支援船団が攻撃された事件の後、政府の各階層の指導者は、国民に向けた演説を通して、トルコに居住するユダヤ人はイスラエル国民ともイスラエル政府とも一線を画すると強調して訴え、国内のユダヤ人を保護する必要があると強く主張した。ユダヤ人のコミュニティの指導者たちは、この事件の後、彼らは警察から厳重な警護を受け、この結果、コミュニティの資産に対する破壊行為が数件防止されたと伝えている。しかしながら、彼らはトルコ国内で反ユダヤ的な感情が起きることを危惧している。

6月、ラビの暗殺を企てた罪で1人が逮捕された。この犯人は、個人的に「ユダヤ人を嫌悪している」と語ったが、殺害計画を立てたことについては否定している。

数多くの新聞とテレビ番組が反キリスト的、および反ユダヤ的なメッセージを伝えている一方、反ユダヤ主義的な書籍も数多く販売されている。

人身売買

人身売買に関する情報については、www.state.gov/g/tip にて米国国務省の人身売買に関する年次報告書を参照すること。

障害者を取り巻く環境

9月12日の憲法の修正事項は、障害の状況に基づく積極的差別を認めている。法律は雇用、教育、医療サービスの供給、およびその他の公的サービスの供給における障害者に対する差別を禁止している。総じて、政府は法律を効果的に施行している。法律は障害者がアクセスしやすいようにするための配慮を建物や公的な輸送機関に求めておらず、多くの都市で障害者がこれらの施設や機関にアクセスできる範囲は極めて限られている。首相省の管轄にある障害者庁は障害者の権利を守る役割を担っている。

5月、運輸通信省は年末までに3万8,192人の障害者が国により雇用されることになることを発表した。

2つの養護施設における障害を持った子どもの虐待に関するヨーク・サラ・ファーガソン公爵夫人のドキュメンタリーに関する捜査に動きは見られていない。検察はプライバシー法に違反したとしてファーガソンを起訴したが、報道によれば、該当年末の時点で裁判を受けるためにファーガソンをトルコに引き渡すように政府が英国に求めたことについて進展は見られていない。

ECによれば、精神疾患病院とリハビリセンターは十分な医療サービスや治療を提供していないという。2009年11月、精神的な健康に関する人権イニシアティブ（Initiative for Human Rights in Mental Health）は専門の医療スタッフの数を増やし、衛生状態を改善し、抗精神病薬や抗うつ剤以外にも多様な治療方法を導入し、移動の自由を高める必要があると伝えている。

国籍／人種／民族に基づく少数派

法律はすべての国民が単一の国籍を持つことを定め、国籍、人種、または民族に基づく少数派の存在を認めていない。11月、ECの進捗報告の中で、少数派の人々の存在と彼らの文化的な権利を尊重し、保護することに向けた国のアプローチは限定的であると指摘されている。

クルド系の国民は、大規模な民族のおよび言語的な集団を形成している。自らをクルド人であると認め、クルド語を話す国民は数百万人に及ぶ。クルド人としてのアイデンティティを公に、または政治的に主張し、公の場でクルド語の使用を促進するクルド人は、検閲、嫌がらせ、または訴追を受ける危険性がある。実際に、クルド語を母語として用いる子どもたちは、私立の学校でも公立の学校でもクルド語による授業を受けることができない。

4月11日、政党法が修正され、クルド語を含むトルコ語以外の言語による選挙運動ができるようになった。複数の民間のテレビ局とラジオ局は、クルド語、アラビア語、およびアルメニア語を含むトルコ語以外の言語による放送が許可された一方、クルド語、アルメニア語、およびペルシャ語で発行されている新聞も行政的な障害を受けることなく発行されている。

10月11日、マルディンアルトゥクル大学は、同大学の「現用言語研究所」で50人の大学院生を対象に3ヶ月のクルド語の文学と文化に関する専門課程を開講した。

トルコの法律は、アルメニア正教徒、ユダヤ教徒、およびギリシャ正教徒という3つの宗教的少数派のみを認識するものとして解釈されており、アレヴィー派、ヤズィーディー、アッシリア東方教会、カトリック、プロテスタント、クルド人、ジャファリ人、チェルケス人、ラズ族、ロマ民族などの他の民族のおよび宗教的な少数派の存在は認められていない。これらの他の集団に属する人々は、彼らの言語的、宗教的、および文化的な権利を完全に行使することは許されず、強い圧力を受けて同化を迫られている。

国内にいるロマ民族の数は正確には見積られていない。ロマ民族の人々は今も尚、差別を受け続けており、教育、医療サービス、および住宅供給を受ける機会が正常に与えられていない。3月、首

相と閣僚はイスタンブールで約 1 万 2,000 人のロマ民族の人々と市民集会を開いた。この集会で、政府は国内のロマ民族の人々のために住宅状況と経済状況を改善するための段階的な計画について説明した。6 月、内務省は各県の知事にロマ民族の人々の住宅の必要性について問い合わせた。EC は 11 月に発行した進捗報告の中で、「多くの都市部で進められている開発によりロマ民族の居住区が破壊された結果、彼らは依然として貧困、強制退去、および社会的なサービスが受けられないことなど、社会的および経済的な問題に直面している」と述べている。

欧州ロマ民族権利センター、ヘルシンキ市民集会、およびエディルネのロマ文化研究&団結協会は、ロマ民族のコミュニティを対象に市民社会の組織と行動主義に関して教育するためのプログラムを実施した。イズミルのロマ文化研究&団結協会は、ロマ民族の女性を対象にした識字教育の提供を続けている。数多くの協会がアンカラで国際ロマデーを祝った。

イスタンブールのスルクレ地区で、再開発された住宅用地が、かつての住人であったロマ民族の人々に支払われた立ち退き料の 4 倍から 5 倍の価格で売り出された。かつての住人の多くは、都市郊外に新しい住居を建設するとの政府からの申し出を受け入れなかった。エディルネでは、政府が彼らに対して新しいアパート様式の住居を建設するとの申し出を行った。しかし彼らの多くは、自分たちが必要とするものを満たさないとの理由でこの申し出を拒否した。

性的指向と性別認識に基づく社会的な虐待、差別、および暴力行為

法律はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダー（LGBT）の人々を明確には差別していないが、LGBT の人々と活動を行う団体は、「社会道徳」、「家族制度の保護」、および「不自然な性行動」に関する法律が、時として警察による虐待行為や雇用主による差別の基盤となることがあると述べている。法律はまた、「法律と道徳に反する目的のために団体を設立してはならない」とも規定している。LGBT の問題について取り組む NGO の活動を封鎖また制限するために、この条項が適用されており、このことは EC が 11 月の進捗報告の中で批判している。

2009 年 10 月、首相省の管轄にある宗教問題総局（ディヤネット）は、同性愛が「行動障害の一種であり、恐ろしい速度で社会の中に蔓延しつつある。…同性愛は容認できない行為である」と宣言する決定を下した。さらにこの決定は、同性愛が「人間性に反する行為であり、同性愛の人々を標的にすることなく是正されるべきである」との表現に至っている。

3 月 7 日、女性と家族をめぐる問題に取り組む国務大臣、アリエ・カヴァフ（Aliye Kavaf）は、同性愛は「治療が必要な生物学的な疾患である」と考えていると述べた。EC は 11 月の進捗報告の中で、こうした「政治家による画一的なネガティブの見解」は、LGBT の人々に対する差別意識を強める可能性がある」と指摘している。

12 月、RTUK は同性愛に関する討論番組を放送したとしてハベルトゥルクテレビに罰金を課した。RTUK はまた、2 人の男性がカップルとして同じベッドの中に寝る場面を映し出したドラマを放送

したとして ATV に警告を出している。RTUK の議長は、これらの番組が同性愛を「自然な行為」として映し出したことでトルコの家族構造に有害な影響を与えたものと判断したと語っている。彼は、これらの番組が「社会が持つ国家的および道徳的な価値観に反するものである」と主張している。

5 月 16 日、アンカラの中心部で約 300 人が同性愛嫌悪の風潮に抗議するデモ行進に参加した。6 月 27 日にイスタンブールで行われた LGBT のプライドパレードとセレブレーションには 5,000 人以上が参加し、外国からのオブザーバーも数多く参加した。その他の都市でも小規模なプライドセレブレーションが行われた。いくつかの開催地では警察による警護も行われ、暴力事件などは起きなかった。人権団体によれば、外国人が参加する LGBT のイベントでは一般的に事件が起きることはないが、外国人が参加しないイベントでは警察の介入が起きることが多いという。

イスタンブール、アンカラ、イズミル、ブルサ、アダナ、エスキセヒル、およびディヤルバキルという国内の少なくとも 7 つの都市で、現在も活動を続ける LGBT の団体が存在する。小都市や大学のキャンパスにも非公式な団体が存在している。そうしたすべての団体が警察や政府当局による嫌がらせがあると訴えている。それらの団体の多くは、公式な団体として登録する際、あるいは登録後にその状態を存続する際に問題に直面している。大学に存在するいくつかの LGBT のクラブは該当年において組織を存続させる許可を得ているが、多くの団体はクラブの設立を試みても大学の学長による許可が下りないと嘆いている。

秋、アンカラの中東技術大学にある LGBT の団体は、大学側にクラブの設立を申請した。しかし、「意識と思いやりの精神を高めることは、クラブを設立するための十分な理由とはならない」として、大学側はこの申請を却下した。この団体による申請は、過去においても複数回却下されている。

4 月 30 日、イズミルの裁判所は、イズミルの LGBT の権利を守る団体であるブラックピンクトライアングル (Black Pink Triangle) に対する訴えについて免訴の判断を下した。裁判所は判決の中で、LGBT は他の国民と同じく結社の自由が保証されていると宣言した。該当年末の時点で、この団体は正常に機能している。

複数の LGBT の団体は、該当年においてトランスジェンダーの人々に対する迫害が著しくなっていると訴えている。警察は無許可で売春行為を行った理由で多くの者を逮捕しているが、人権団体は該当年において、「公衆道徳に反する行為を行った」との理由で起訴される者の数が著しく増えていると報告している。店舗に入ったり町の通りを歩く多くのトランスジェンダーの人々が、表向きには「環境を乱した」との理由、または「交通に影響を与えた」との理由で罰金を課せられていると複数の団体が報告している。警察は、寄せられた苦情に基づいて措置を講じているだけであると主張している。LGBT の団体は、該当年においてトランスジェンダーの人々に課された罰金の件数は数千件にも及んでいると報告している。

HRF と LGBT の団体は、イスタンブール、イズミル、およびアンカラをはじめとする多くの都市

で警察がトランスジェンダーの人々に罰金を課すと褒賞が与えられる「ポイント制度」を導入していると報告している。多くのオブザーバーは、こうした行いが治安部隊によるトランスジェンダーの人々に対する虐待行為の件数を実質的に高めていると指摘している。該当年末の時点で、こうした訴えに対して政府は反応を示していない。

5月17日、複数の警察官が、アンカラで自動車に搭乗していた5人のトランスジェンダーの活動家を引きずり出し、暴行を加えた上、逮捕した。そのうち1人の女性の被害者は意識不明の重体である。人権団体は、負傷して血だらけの被害者が翌日に釈放される様子を目撃した。この事件の後、警察と活動家はそれぞれ裁判所に訴えを起こした。活動家は警察の虐待行為を主張し、警察は「彼らが警察に抵抗した」と主張している。10月20日、証拠がないとの理由で、アンカラの裁判所はこれら5人の活動家に対する起訴を却下した。該当年末の時点で警察に対する捜査は続いている。

6月19日、警察は3人のトランスジェンダーが搭乗した自動車を停止させた後、暴行を加えて逮捕した。その後、彼らは「公共資産に損害を与え、警察に抵抗し、警察官の公務を妨害した」との理由で告発されたが、彼らはこうした罪を認めていない。12月29日に開かれた初公判に警察官1人が欠席したが、該当年末の時点で裁判は続いている。被害者3人は虐待行為があったとして警察官を提訴したが、該当年末の時点で公の捜査は行われていない。

サッカーの審判であり、自身がゲイであると公言したことで2009年5月に職を失ったハリル・イブラヒム・ディンクダグ (Halil Ibrahim Dincdag) は、該当年の初めにトルコサッカー連盟に不当な契約の打ち切りであったとして申し立てを行った。該当年末の時点で初公判は依然として開かれていない。

2009年3月に起きたトランスジェンダーの活動家エブル・ソイカン (Ebru Soykan) の殺害事件に関与した罪に問われたビロル・カン・コルクマズ (Birol Can Korkmaz) に対する刑事裁判は、該当年末の時点で続けられている。

2009年10月に起こされたイスタンブールの警察によるトランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの裁判について進展は見られていない。

ゲイの「名誉殺人」として説明されている2008年にイスタンブールで自身の息子であるアハメト・イルディズ (Ahmet Yildiz) を殺害したとして起訴されたヤハヤ・イルディズ (Yahya Yildiz) の裁判は、該当年末の時点で続けられている。

表向きには、ゲイの人々は性的指向という「健康上の理由」で兵役に就くことは許されていない。性的指向を理由に兵役の免除を希望する者は侵襲的な立証責任を負うが、自身の性的指向を申し出て複数の軍の医療施設で治療や検査を受けても希望が却下されることがしばしばある。LGBTの団体は、ゲイの人々が過度に性的な姿勢をとった自身の写真を提示し、複数の医療評価を受けて自身が同性愛者であることを軍当局者に証明することを強いられていると訴えている。これらの団体は

さらに、軍当局者がゲイの人々の性的指向を家族やコミュニティに暴露していると訴えている。

その他の社会的な暴力、または差別

NGO は、該当年において HIV/AIDS に対処するための十分な資金と職員を国家 AIDS 委員会が保有していないと訴えている。ポジティブライフ協会（PLA）とその他の NGO は、報道機関と医療専門家がしばしば HIV/AIDS 感染者のプライバシーを尊重せず、彼らの名前が報道機関を通じて伝えられていると訴えている。HIV/AIDS の多くの感染者は、住居の供給、公的サービスと福祉、および医療サービスを受ける際に差別を受けていると伝えている。PLA と人材開発基金は、HIV/AIDS 感染者のための活動を該当年において実施した。

第 7 節 労働者の権利

9 月 12 日の憲法の修正事項は、様々な労働者の権利を新たに認めている。しかし、該当年末の時点でこれらの改革を法的に実行するための法案は成立していない。

a. 結社の自由の権利

法律は、すべての労働者ではないが多くの労働者に組合を組織する権利を与えている。実際に多くの労働者がこの権利を行使している。軍や警察など、極めて重要な役割を担う公務員は組合を組織することはできない。政府は結社の自由の権利数々の制限を設けている。9 月 12 日の憲法の修正事項は、1 人の人物が同じ業務部門で複数の労働組合に同時に加入することを認めている。この修正事項は結社の自由に準拠していると考えられる一方、組合の組織力を分断させようとする狙いがあると指摘する者もいる。

事前承認を得ることなく労働組合を新たに組織する場合、少なくとも 7 人の労働者が必要になる。地域的、全国的、または国際的な労働者団体への個人または組合の加入には制約は存在しないが、そうした参加を行う場合には政府への報告が必要になる。労働法は組合の指導者が政党の関係者になったり、政党のために活動に従事すること、利益を追求する企業の活動に協力したり関わること、および組合や連合の刊行物に政党のロゴや記号を記載することを禁じている。組合は集会や会合（公式に指定された場所でのみ開催することはできない）を開く前に政府職員に通知し、政府の代表者が彼らの集まりに出席し、議事録を作成することが義務付けられている。通常、こうした必要条件が適用されている。

政府が公表した統計データによれば、国内の雇用率は 43.6%である。労働人口の 58.9%が組合に加入しているが、組合関係者は公的産業の民営化がこの数値を実質的に低下させていると指摘している。信頼できるオブザーバーは、実際に組合に加入している労働者の数は 60 万人に過ぎないと報告している。

9月12日の憲法の修正事項はストライキを行い、二次的な（連帯）ストライキ、政治的なストライキ、またはゼネスト（広い地理的領域の複数の組合によるストライキ）に従事し、労働のスローダウンに従事する権利を認めている。法律は、公務員、人命と財産の保護に従事する公務員、石炭鉱業と石油産業、公衆衛生、国防、銀行、および教育に従事する労働者によるストライキを禁止している。これらの部門における労働争議は、法的拘束力のある調停を通して解決されている。しかし、これらの部門の多くの労働者は一般的に罪に問われることなく、こうした規制に違反してストライキを敢行している。該当年に行われたストライキの多くは法律的には不法行為に相当し、いくつかの不法なストライキは解散に追い込まれたが、多くの場合、雇用主が報復行為を行うことはなかった。組合は、政府に公務員もストライキを行う権利があるとした2008年のECHRの決定を適用するように強いる手段を模索した。

労働省は、9月30日までに38の職場が12のストライキを行ったと報告している。

該当年末の時点で、Tekgida-Is組合のメンバーであるアリ・カン・アイケル（Ali Can Aykel）が2009年に殴打されたという事件についての捜査が続けられている。

b. 団結権と団体交渉権

9月12日の憲法の修正事項には、公務員の団体交渉権が認められている。しかし、政府による様々な制約と干渉により、団体交渉を含む様々な活動を組合が行う能力が制限されている。約130万人の労働者、または労働人口の5.4%が団体労働協約を締結している。法律は、交渉代表権者となるために、組合は特定の職場の従業員の50%と従業員1人、およびその業界における労働者の10%の代表とならなければならないと定めている。この必要条件は既存の労働組合にとって有利なものとなった。国際労働組合総連合（ITUC）は、この法律により数多くの部門の労働者に団体協約が適用されない事態が起きていると主張している。

法律は、反組合的な差別を禁止しているが、実際にはこうした差別が時として起きている。労働者が不当に解雇され、復職または補償されるべきであるとの判断を裁判所が下した場合、一般的に雇用主は罰金と共に補償金を従業員に支払っている。ITUCは、組合活動を阻止しようとして民間部門の雇用主が時として法律を無視して労働者を解雇することがあると報告している。

国内の19の自由貿易区および輸出加工区に特別な法律は存在せず、通常の労働法の適用除外も行われていない。

c. 強制労働の禁止

法律は、児童労働を含む強制労働を禁じている。しかし、商業的な性的搾取を目的に女性、男性、および未成年者が人身売買の対象になっているとの報告がある。合法および非合法的な売春を目的に国民を対象とした人身売買が国内で行われているとの報告がある。www.state.gov/g/tipにて米

国務省の人身売買に関する年次報告書を参照すること。

d. 児童労働の禁止と最低就労年齢

子どもを労働力の搾取から守るための法律が複数存在するが、政府はこれらの法律を効果的に施行していない。児童就労は、特に農業、大工、靴製造、および革製品の業界、自動車修理産業、小規模製造業、および露天商で顕著に見られる。自分の子どもを路上でのティッシュや食品の販売、靴磨き、あるいは物乞いに従事させる親も存在する。

法律は 15 歳未満の者が就労することを禁じ、16 歳未満の者が 1 日に 8 時間以上就労することを禁じている。15 歳になった者は、学校に在籍することを条件に軽労働に従事することができる。法律は、誰も個人の年齢、性別、または能力を考慮して妥当でない労働に従事することは求められないと規定し、政府は子どもが夜間や地下の炭坑などで労働に従事することを禁じている。法律は、就学年齢の子どもが 1 日に 2 時間以上、また週に 10 時間以上労働に従事することを禁じている。

労働・社会保障省は、中規模および大規模な産業とサービス部門の企業を含む、労働法が適用される職場にこれらの制約を効果的に適用している。従業員が 50 人以下の農業系企業、海上輸送及び航空輸送、家族経営の手工業、従業員が 3 人以下の小規模店舗など、労働法が適用されない数多くの部門が存在する。

政府は法律を適用しているが、児童労働は広く行われている。2006 年の第 4 四半期に行われ、2007 年に結果が発表された児童労働に関する調査の中で、国家統計局は 6 歳から 17 歳までの間の児童労働者が 96 万人存在すると報告している。この数値は前年度と比較すると減少している。調査によれば、6 歳から 17 歳までの子どもの 84.7%が就学し、雇用された同年齢集団の子どもの 31.5%が不定期ではあるが学校に通学している。

自動車修理工場など、私的な労働システムが少年を低賃金で就労させている。公の場で少女が就労している場面を目にすることは余りないが、特に農村部では多くの少女が学校に通うことなく手工業などの仕事に就いている。2006 年に実施された児童労働に関する調査では、児童労働の 40.9%が農業部門で横行しており、農村部では子どもの 52.4%が雇用された状態にある一方、都市部では子どもの 47.7%が雇用された状態にある。多くの子どもが従業員 50 人以下の農作業の職場や私的な労働の場など、労働法の適用されない業界で就労している。こうした問題に対処するため、教育省は危険にさらされる少女を対象に初等教育を提供すること目的に作られた国連児童基金（UNICEF）と共同であるプログラムを遂行した。ある教育者の組合は、トルコのいくつかの地域で小学生 10 人につき 1 人が農業に従事していると伝えている。

教育省の教育訓練センターに登録された小規模な企業に合法的に雇用された子どもは、週に 1 回教育訓練を受けるためにセンターに行くことが求められ、センターは法律によって職場を検査することが義務付けられている。教育省が提供したデータによれば、81 の都市に 317 のセンターが存在

するという。これらのセンターは、153の職業に関連した専門技術に関する教育訓練を行っている。

性的搾取を目的とした人身売買の被害に遭っている子どもたちがいるとの報告がある。

米国労働省が2008年に発行した最悪の形態の児童労働に関する報告書によれば、10の県で約5万人の子どもたちが路上で就労しているという。政府は、最悪の形態の児童労働として路上での就労、健康と安全が脅かされる工業部門での就労、および農業部門での出稼ぎ労働者としての就労を挙げている。

社会サービス・児童保護機関は、こうした境遇にある子どもたちを支援する目的で29の県で37の機関を運営している。TNPは子どもの労働力の搾取と過失を報告するためのホットラインを開設している。該当年において、TNPは危険な状況にあるストリートチルドレンを見つけ、彼らを就学させるための取り組みを開始した。アンカラでは、こうした取り組みの一環として、15歳から18歳までの70人のストリートチルドレンに職業訓練の機会が与えられた。

e. 許容される労働条件

国が定める最低賃金である760.5リラ（507ドル）／月では、4人の家族を抱える労働者がまともな生活水準を維持することができない状況である。労働法が適用されるすべての労働者には、国の最低賃金を規定する法律も適用される。この法律は労働検査会議省によって効果的に施行されている。Turk-Is労働組合連合は、この最低賃金では不十分であり、貧困から脱出して家族の最小限の需要を満たすには1世帯あたり月に2,826リラ（\$1,884）以上は必要であるとの判断を下した。一方、OECDは、国が定めた最低賃金は生産性と生活費が地方によって異なることを十分に考慮していないと指摘している。いずれにしてもOECDの加盟国の中では、この値は平均賃金と比較すると最高の水準に位置し、この事実は雇用の喪失にマイナスの作用を与えているとOECDは主張している。

法律は週の労働時間を45時間に定め、1日の休日を設け、1日の時間外労働を3時間以内として年間の時間外労働を270時間に制限している。時間外労働を行った場合の割増賃金の支払が必須となっているが、法律は雇用主と被雇用者が協議してフレックスタイム制による勤務形態を採用することを認めている。労働省の労働監督局は、全労働者のおよそ12%を構成する労働組合が存在している産業、サービス、および政府の部門で賃金と労働時間に関する規定を効果的に適用している。その他の部門の労働者も法律上は時間外労働手当を受ける権利があるが、実際にはこれを受けることは難しい状況にある。

法律は労働上の衛生と安全に関する規定を定めている。しかし、実際には労働検査会議省は検査と施行の計画を効果的に遂行していない。

該当年には、炭坑での事故が7件発生し、51人の死者が出ている。該当年に起きた造船所での事

故では、合計で 15 人の労働者が命を落としている。

労働者は、自身の雇用が脅かされることなく、自身の健康や安全に悪影響を与える状況から退避する権利を持っているが、実際にこの権利が行使されているという報告は少ない。当局はこの権利を効果的に行使している。

トップに戻る。

国内公報局の電子情報室は、このサイトを米国国務省から寄せられる情報のポータルとして管理している。他のサイトへの外部リンクが掲載されていても、その中に含まれる見解や個人情報保護方針が承認済みであると解釈されるべきではない。